

｜ 第8章 ｜

気候変動に対するアジアの制度の変化

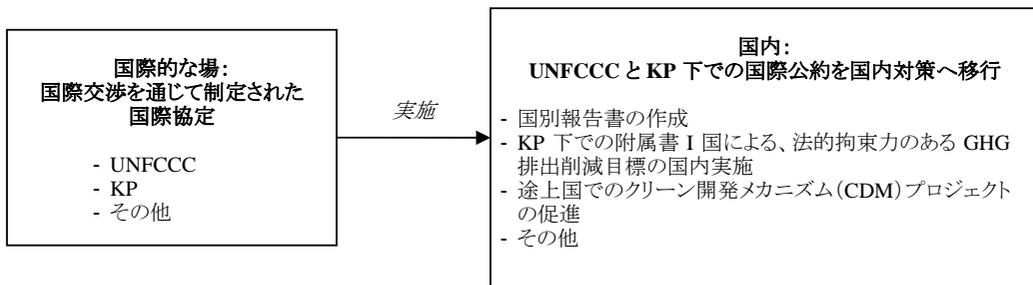


第8章 気候変動に対するアジアの制度の変化

1. はじめに

気候変動は、環境や科学だけでなく経済、政治、外交にも関わる複雑な問題である。この地球規模の問題に効果的に対処するには、国際協力、国内対策、経済部門間の統合、多様なステークホルダーの参加、そして人々の草の根での行動変化が必要である。現在の地球気候変動枠組には、相互に関係する2つのプロセスが含まれる(図8.1)。1つは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)及び京都議定書(KP)などの国際協定を、国際交渉を通じて制定することである。もう1つは、国際公約を具体的な国内対策へと移行して、ターゲットグループの行動を変化させることによる、UNFCCCとKPの国内実施である。

図8.1. 地球気候変動枠組の国際レベルと国内レベル



2つのプロセスに対応して、アジアの多数の国々が国内制度を構築している。国内当事者間の関係を組織化し、彼らの気候変動への対処方法の選択に影響を与えることで、国内制度は、国家による国際協定の実施方法に影響を与えるため、重要な存在となる。また、国内政策の優先順位や規則を変えさせようとする国際的取り組みに影響を与えることができる(Kanie et al. 2004)。本章では、気候変動に対するさまざまな政府機関の機能を調整するために設立された、国別の省庁間調整メカニズム(IACM)を、国際レベル及び国内レベルの双方から検証する。国ごとにIACMが異なる要因には、次のようなものがある。(i) 差異ある責任と個々の能力に応じた、UNFCCC下での異なる国際公約、(ii) 現在の温室効果ガス(GHG)排出量に対する寄与の違いと、それによる公約への国際的圧力の違い、(iii) 国内経済要因、特に経済発展のレベル、エネルギーの供給と組成、産業構造、エネルギー効率、エネルギー消費、GHG排出量の削減に伴う経済全体の影響、気候変動の影響に適応するためのコスト、(iv) 官僚的な調整や機関同士での権力分担などの国内の政治的要因。これらの要因が全体として気候変動への制度面での対応に影響し、結果として、国内対策の実施努力の結果にも影響する。

また、中央政府のみでは、効果的に気候変動に対処することはできない。他のステークホルダー、特に、地方政府、民間部門、市民団体、学界からの国内意思決定や実施への参加が重要である。各IACM下で各国は、社会、経済、政治状況に従って、このような他のステークホルダーが具体的な役割を担う権限を認めるためにさまざまな措置を取っているが、それが国内対策の結果に影響している可能性もある。

本章では、アジアにおけるIACMの発展を検証し、その有効性を高めるための政策を提言する。特に以下の点に注目する。(i) IACMの構造と機能、(ii) IACMの機関と具体的な役割、(iii)

IACM の変遷とその理由、(iv) ステークホルダーの参加に権限を認める措置。アジアの 5 カ国が、ケーススタディーの対象として選択された(表 8.1)。日本、大韓民国(ROK)、中国、インド、フィリピンの各国が、UNFCCC の異なるグループを代表している。日本は、アジアにおける唯一の附属書 I 国である。中国とインドは最大の途上国であり、世界最大級の GHG 排出国である。附属書 I 国ではないが、韓国は発展した経済と、経済協力開発機構(OECD)の加盟国という立場から、他の途上国とは対照を成している。フィリピンは、気候変動に対処する上で難しい経済的、技術的、人的制約に直面している平均的な途上国の代表と考えられる。アジアにおける IACM の機能を高めるために、比較研究から得られた成功要因に基づく政策提言を行う。その目的とは、気候変動に対して独自の国内制度改革を検討している他の政府が見習えるような、アジアにおける成功実例を明らかにすることである。

表 8.1. 各国の概要

項目	日本	韓国	中国	インド	フィリピン
人口(100 万-2007 年)	127.8 ¹ (12)	48.5 ² (26)	1,321.5 ² (1)	1,119.5 ³ (2)	88.7 ¹ (14)
GDP ⁴ (名目 100 万 US ドル (nominal in millions current \$)- 2006 年)	4,367.5 (2)	888.3 (12)	2,630.1 (4)	886.9 (13)	117 (47)
1 人当たり GDP ⁴ (名目 US ドル- 2006 年)	34,188 (19)	18,392 (34)	2,001 (107)	797 (133)	1,345 (118)
GHG 総排出量 ⁵ (二酸化炭素換 算 100 万トン-2005 年)	1,230.36 (5)	499.63 (10)	5,322.69 (2)	1,165.72 (6)	78.06 (46)
1 人当たり GHG 排出量 ⁵ (二酸 化炭素換算トン-2005 年)	9.65 (46)	10.27 (39)	4.07 (87)	1.07 (140)	0.89 (150)

注:カッコ内の数字は、各国の世界順位を示す。

1. 公式統計局; 2. 公式の現在の人口; 3. 国連推計; 4. 国際通貨基金; 5. 米国エネルギー情報局 (USEIA 2007)。

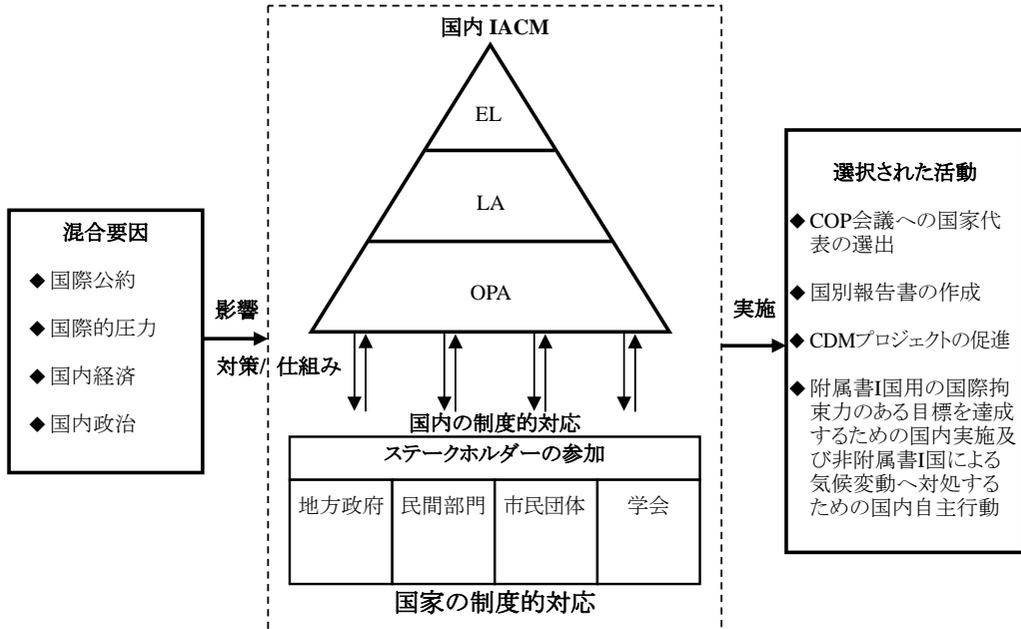
セクション 2 では、IACM の整備の分析枠組みを紹介する。セクション 3 では、5 カ国の事例を要約し、セクション 4 では比較研究を行う。結論、政策提言、将来の研究課題については、セクション 5 で記述する。

2. 分析枠組み

各国の IACM を検証するにあたり、構造と機能、関連機関における責任の分担、他のステークホルダーの参加の観点から、分析枠組みを使用した(図 8.2)。

第一に、IACM は、以下 3 つの階層に構造化される。執行リーダーシップ(EL)、主導省庁(LA)、その他参加省庁(OPA)である。EL とは、全体調整を行う大統領/首相(またはその代理人)である。LA には、気候変動に関する国内の意思決定や実施で主要な役割を担う省庁が含まれる。OPA は、通常の職務範囲内での分野別対策に責任を持つ、他の省庁のことである。

図 8.2. 構造化された分析枠組み



注:EL=執行リーダーシップ、LA=主導省庁、OPA=その他参加省庁。

第二に、本章で扱う他のステークホルダーには、地方政府、民間部門、市民団体、学界が含まれる。彼らは、気候変動に関する国内活動で具体的な役割を担う権限が認められている。地方政府は、計画プロセスを監督し、地域政策と規則を制定し、地域プログラムやプロジェクトを開始し、気候変動に関する国家政策の実施を支援する。国民に最も近い行政組織である地方政府は、人々の行動に草の根での変化をもたらすために、一般市民を教育し、動員し、対応する上で必要不可欠な役割を担う。企業や産業を含む民間部門は、国家の繁栄に貢献し、主要な雇用と生活機会を提供する。しかし、人間の健康や環境に影響を与える廃棄物の排出や、リサイクルが困難な製品の製造に対しても責任がある。GHG 排出量を削減するために、彼らは、エネルギーやその他の資源をより効率的に活用すると同時に、廃棄物や GHG 排出量の排出を減らす。つまり、より少ない資源でより多くの効果を得るような技術やプロセスを導入して製造システムを改善することを通して、重要な役割を担うことが期待される。主に国内の NGO で構成される市民団体は、参加型民主主義の形成と実施において中核的な役割を担っている (Agenda 21 1992)。彼らは圧力団体として活動したり、政策の実施を監視するのを支援したり、地球環境ガバナンスの透明性や説明責任を高めることで、これを強化することができる (Mori 2004)。学界は、政策立案者が戦略的政策やプログラムの制定に必要な、科学情報や科学・技術的ノウハウを提供することができる。IACM 及び関連活動に他のステークホルダーが直接的・間接的に参加することは、IACM にとって有益であると考えられる。

対策や仕組みを検証し、各国が、他のステークホルダーの参加にどの程度権限を認めているか、また IACM との相互作用について比較する。この対策と仕組みには、以下の点が考えられる。(i) IACM への他のステークホルダーの直接参加、またはさまざまなステークホルダーが参加できる、IACM 下での諮問メカニズムの設立、(ii) 関連するステークホルダーの役割や責任を定義し、ターゲットグループの行動を規制する、気候変動関連法と規則、(iii) 気候変動に関連する地域政策やプログラムを確立し、実施する地方自治制度、(iv) 生産と消費行動を変えるための経済的・

財政的インセンティブ、(v) 政府が提供する科学・技術研究基金、(vi) 特に民間部門による、GHG 排出量の削減に向けた自主対策。

第三に、複数の要素、特に国際公約、国際的圧力、国内経済、国内政治が、国内制度の変遷及び国家間の違いを説明すると考えられる。

第四に、比較研究を促進するために、IACM と他の国内ステークホルダーが関与する、次の主要な 4 つの活動を検証する。つまり、(i) UNFCCC の締約国会議(COP)の各会議への国家代表の選出、(ii) 国別報告書(NC)の作成、(iii) クリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクトの促進、(iv) 国際的拘束力のある削減目標の達成に向けた附属書 I 国による国内対策実施と、気候変動に対処するための非附属書 I 国による国内対策。

政策決定プロセスにおいて効果的で効率的な省庁間の調整を確実にを行い、一貫した対策を促進し、実施を監視するためには、国内 IACM におけるリーダーシップが重要である。大統領／首相(またはその代理人)で、分野代表者以上の権限を持つ人物が、EL として効果的に機能する必要がある。緩和と適応は、UNFCCC と KP に沿った国内対策の二大要素であることから、緩和と適応に関連する行政機能を持つ政府機関は、IACM において主要な役割を担う権限が認められるべきである。多くの国で産業・エネルギー及び環境担当省庁には、そのような機能があるため、LA としての権限を与えられるべきである。気候変動は、ほぼすべての分野に影響することから、さまざまな分野が IACM に関与して、分野ごとの対策を動員することで、効果的に調整された意思決定と実施が実現される。ターゲットグループの行動に草の根での変化を促進し、参加型の政策決定や効果的な実施を確保するには、他のステークホルダーを動員する必要がある。

本章では、理想的な IACM には以下の特徴があると仮定する。(i) EL による強力な全体調整、(ii) 緩和と適応を調整する LA としての、産業・エネルギー及び環境担当省庁間の責任分担、(iii) さまざまな分野担当省庁の(OPA としての)関与、特に国内 GHG 排出量の主要な原因を持つ省庁、または気候変動の重大な影響を受けており、適応策を取ることが期待される省庁の関与、(iv) その他ステークホルダーの参加に権限を認める効果的な仕組み。気候変動への対応責任がますます重くなっていく中で、各国は、この理想的な様式に向けて漸進的に進んでいくと考える。

本研究に使用したすべてのデータ及び二次情報は、インターネット、文献調査、韓国及びインドで実施した特定のインタビューから得たものである。

3. 国別ケーススタディー

3.1. 日本

日本は、世界第 2 位の経済大国である。2005 年の GHG 総排出量は、12 億 3,000 万トン(tCO₂e)で、世界第 5 位の排出国である(USEIA 2007)。KP を締結後は、附属書 I 国として、第一約束期間である 2008 年から 2012 年の間に排出量が基準年の 1990 年を 6% 下回るよう削減する義務を負っている。KP では、附属書 I 国が義務を遂行するにあたり、以下 3 つの柔軟なメカニズムが設けられている。共同実施(JI)、排出量取引(ET)及び CDM である。

3.1.1. 国内 IACM の発展

地球環境保全に関する閣僚会議(MCMGEC)の第 1 回会議が、1989 年に開催された。これは臨時の会議で、気候変動を含む地球環境問題に関する政策を調整するフォーラムの役割を果たした(表 8.2)。この会議は、気候変動への対処を目的とする国家政府レベルでの制度構造の始まりとなった。

表 8.2. 日本における IACM の発展

	MCMGEC(1989年)	GWPH(1997年)
契機	1989年頃から先進諸国間で地球環境問題に関する関心と懸念が高まった。	1997年12月に日本の京都で行われた気候変動枠組条約の第3回締約国会議(COP3)で、日本の統一見解を示す必要があった。
設立の法的根拠	内閣決議	1997年の内閣決議。 法律(1998年)に基づき2005年に再度設立された。
EL	首相(PM)が議長を務めるが、PMによる調整役割は制限される。	PMが本部長を務めるが、調整権限は制限される。
LA	なし	MOE及びMETIが副本部長を務める。
OPA	全省庁	その他の全省庁
職務／機能	気候変動を含む地球環境問題に関する政策調整。	地球温暖化対策の促進、計画、実施の全体的な調整。
会議の頻度	閣僚レベル:年間1回から3回、実務レベル:それ以上、適宜	閣僚レベル:年間1回から3回、実務レベル:それ以上、適宜
特徴	関係省庁から始まり委員会レベルに至る、ボトムアップ型の政策形成プロセス。	関連省庁との審議の後に、GWPHが政策及び措置の採択に最終権限を持つ。

注:EL=執行リーダーシップ、LA=主導省庁、OPA=その他参加省庁、MCMGEC=地球環境保全に関する閣僚会議、GWPH=地球温暖化対策推進本部、MOE=環境省、METI=経済産業省。

1997年に、閣議決定によって、閣僚級会議の地球温暖化対策推進本部(GWPH)が設立された。GWPHは、組織設定、政策立案、気候変動に関する指針及び行動計画に関する戦略を調整する義務を負う。GWPHの本部長は首相が務め、副本部長は内閣官房長官、環境大臣、経済産業大臣が務める。その他の大臣もすべてGWPHに参加するが、法務大臣と労働大臣は、1997年の発足時には参加していなかった。日本の国家政策が形成されるプロセスは省庁からのボトムアップ方式であるため、閣僚級会議での協議後に目標や責任が配分されるといった、MCMGECまたはGWPHによるトップダウン型の措置はこれまででなかった。2007年10月に、日本政府は7大臣(外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官)による会合を設立した。ここで、地球温暖化防止のための国内対策について、KP公約で設定した削減目標を達成する措置の見直しを協議する。また、首相官邸は、2008年2月に、地球温暖化問題に関する懇談会を設置し、低炭素社会の構築方法と国際社会への日本の貢献について、さまざまな問題を議論している。この懇談会は、産業部門、NGO、学界、地方政府を含む各分野に所属する12人の専門家で構成される(Japan for Sustainability 2008)。

1998年に、*地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)*(以下、温対法)が公布され、地球温暖化に対処する国家枠組みが確定した。その後、*地球温暖化対策推進大綱*(以下、大綱)が策定され、KP目標を達成するための具体的な政策や措置を提示している。同年に、*エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)*が改正された。2003年には、再生可能エネルギーによる電力供給を促進するために、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が施行された。2005年には、温対法に基づく*京都議定書目標達成計画*(以下、計画)が策定された。ほかにも、必ずしも気候変動への対処を目的として策定または改正されていないが、計画目標を達成する手段として挙げられた法律もある。

大綱と計画の策定は、関連各省が準備した草案から始まった。草案は、経済産業省(METI)と環境省(MOE)の主導のもと政府審議会で協議され、報道機関を含む国民に公表された。審議会の公聴会を受けて、GWPH幹事会がその後、最終大綱の草案を作成し、発表の調整を行った。ただし、計画については、内閣が承認の上、温対法に基づき発表された(1998年)。

1996年に設立された持続可能な発展のための日本評議会(JCSD)は、国及び地方公共団体政府、産業及び企業、市民団体組織による複数のステークホルダーの委員会であり、とくにアジェンダ

21 のフォローアップと国内の持続可能な開発の実現を目的としている。しかし、評議会と GWPH の間に明確なつながりはない。

3.1.2. ステークホルダーの参加

気候変動に関する国家政策を受けて、全 47 都道府県と数百の市町村は、各庁舎の日常業務や維持管理に起因する GHG 排出量の削減を目的とした、地球温暖化防止行動計画を作成した。また、47 都道府県と数十の市町村は、管轄区内の諸活動で排出される GHG の削減を目的とする地域対策プログラムを作成した。しかし、地域の削減目標は、明確には国家目標と連動していない（表 8.3）。地域対策プログラムでは、18 都道府県が、2010 年に 6%削減（基準年 1990 年）という国家目標よりも高い GHG 排出削減目標を設定した。14 都道府県が 6%より低い目標を設定し、別の 14 都道府県は国と同じ 6%に設定した。ある県は、排出総量の削減ではなく、1 人当たりの GHG 排出量削減に基づく目標を設定した。

気候変動への対応における日本の民間部門の役割は重要であり、独自性が高い。1997 年に、社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）は、環境自主行動計画を作成した。これは、気候変動に対処し、廃棄物管理を改善するために、企業が取り組むべき対策を業界ごとに取りまとめたものである。2008 年 2 月時点で、61 の業種・企業がプログラムに参加し、各自がエネルギー原単位の改善または年間の GHG 排出量削減に目標を設定している。ほとんどの企業の進捗状況は、大綱（1998 年）に従って毎年、自己審査された後、政府審議会に報告され、検討されている。さまざまな省庁により設立された政府審議会、とくに METI が主催する審議会に重要な産業界代表が参加している。自主プログラムでの活動に加え、企業は、企業の社会的責任（CSR）活動を通じて、気候変動に対処しようとしている。顕著な例として、トヨタ自動車株式会社によるハイブリッド車の設計や、森林植林の支援がある。

表 8.3. 日本における気候変動関連の特定活動参加者

活動	参加者とその役割
COPの国家代表の選出	MOFAが公式代表の構成を決定する。参加者の多くは、MOE、METI、MOFA、MOAFF、MOLITの所属である。地方公共団体、民間部門、市民団体からの代表はいないが、学界からは数名いる。
国別報告書(NC)の作成	MOEが省庁の参加を調整する。MOFAは、UNFCCC事務局に4度、NCを提出した(1994年、1997年、2002年、2006年)。MOEの監督のもと、温室効果ガスインベントリオフィスとNIESがGHGインベントリーを作成する一方で、METI、MOLIT、MOAFF、MOE、MOHLWはデータを提供した。地方政府と、電気、石炭、セメント、鉄鋼、製紙分野の産業連合が、GHGインベントリーにデータを提出した。個人や組織が、NCの草案にパブリックコメントを提出した。
CDMプロジェクトの促進	京都メカニズム活用連絡会が、DNAである。連絡会に提出されたプロジェクト資料は、複数の省庁が各自の管轄領域に従って評価する。例えば、エネルギー関連プロジェクトはMETIの管轄であり、「吸収源」プロジェクトはMOAFFの管轄である。MOEとMETIは、排出削減購入契約(ERPA)を通じて国を代表して京都クレジットを購入するよう、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に任命した。エネルギー、製造、貿易企業は、プロジェクト開発者として積極的に関与している。電力会社とその他民間企業は、政府金融機関と協力して、世界銀行のプロトタイプ炭素基金や日本温暖化ガス削減基金に参加している。2008年2月の時点で、275のプロジェクトがDNAに承認され、年間推定1億9,800万トン(tCO ₂ e)が削減された。主なホスト国は次の通り。中国(43.4%)、ブラジル(8.7%)、インド(7.3%)。123のプロジェクトがクリーン開発メカニズム理事会(CDM-EB)によって登録された。

活動	参加者とその役割
国際的に拘束力のあるGHG排出量削減目標の国内実施	主な国内政策には次のものがある。(i) 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)、(ii) エネルギーの使用の合理化に関する法律(1998年改正)、(iii) 地球温暖化対策推進大綱、(iv) 京都議定書目標達成計画。政府機関によるGHG排出量削減のための行動計画は、全47都道府県と、1,821の地方公共団体のうち663団体で策定された。2006年3月の時点で、地域のGHG排出量削減のための地域行動プログラムは、全都道府県と60の地方公共団体で策定された。学界を含む市民団体は、地方レベルでの政策決定プロセスに関与してきた。全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)とその都道府県センターは、地方での実施で協力している。主要な企業連合である日本経団連は、自主排出量削減プログラムを作成した。学界が政府審議会を通じて政策形成に貢献した一方で、その他の市民団体は、地域の環境教育の取り組みに関与してきた。2005年のGHG排出量は、目標が6%削減であるにもかかわらず、1990年より7.8%高かった。産業が排出量を5.5%削減した一方で、運輸、業務、家庭部門の排出量は、それぞれ18.1%、44.6%、36.7%増加した。

注: MOFA=外務省、MOAFF=農林水産省、MOLIT=国土交通省、MOHLW=厚生労働省、NIES=国立環境研究所、DNA=指定国家機関。

学界の研究者が、政府審議会、特に MOE 傘下の審議会への参加を通じて、政策形成に大きく関与している。MOE 傘下の 40 人からなる審議会に複数の NGO が寄与しているが、METI 傘下の審議会では 29 人のうち NGO が占めるのは 1 人のみである。米国や欧州諸国と比較して日本の NGO の数は少なく、特に、さまざまなレベルで政府に政策助言を行う NGO が少ないことが、気候変動に関する国内の政策決定における NGO の役割が比較的限定されている理由かもしれない。しかし、全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)の活動や、その各都道府県センターを通じて、市民団体は地域計画や実施に貢献している。

3.2. 大韓民国

韓国は、国内総生産(GDP)、GHG 総排出量、1 人当たりの GHG 排出量において、それぞれ世界で第 12 位(2006 年)、第 10 位(2005 年)、第 39 位(2005 年)である(IMF 2007; UNSD 2007; USEIA 2007)。エネルギー転換部門と製造業が、GHG 総排出量の 94.3%を占める。OECD 加盟国で世界有数の排出国の一つでありながら、非附属書 I 国の韓国に対して、拘束力のある GHG 削減公約を行うよう、国際的な圧力が高まっている。エネルギー安全保障と企業競争力が、気候変動に関連して、とりわけ主要な国家の懸念材料である。

3.2.1. 国内 IACM の発展

リオサミットを受けて、気候変動を含む諸問題に対処する地球環境閣僚委員会(Ministerial Committee on Global Environment)が 1992 年に設立された¹。それまで地球環境問題は、関係省庁が個別の問題として対処していた。設立以来、委員会が会議の開催を要請するような緊急問題はなかった。そのため、この委員会は 1996 年に廃止された。しかし、1997 年に KP が採択されたから、韓国は KP の経済的含意を認識し、気候変動に対処する個別の国家機関を早急に設置する必要性を認識した。1998 年 4 月に、UNFCCC に関する省庁間委員会(IMC)(表 8.4)が設立され、首相が議長を務めている。IMC は 4 段階で構成される。大臣(12 名)、副大臣(12 名)、長官(DG)、及び 5 つのタスクフォース(作業部会: 交渉、エネルギー・産業、環境、農林業及び研究開発[R&D])である。IMC は、9 つの政府関係機関とその他の機関を含む専門家集団によって支援されている。IMC は 2001 年 9 月に拡大され、全体調整に関する新たなタスクフォースも含まれた。これは、政策調整、評価、規制改革において首相を支援する閣僚級機関である、政府政策調整室(OGPC)が主導する。IMC は 2008 年に再編成される予定であり、副大臣クラスの委員会の重複が取り除かれ、全体的な調整において OGPC が強化される。タスクフォースは現在、第 4 次国家行動計画(NAP)を実施するために、交渉、緩和、適応、研究開発の 4 分野に統合されている。

また、大統領への常設助言機関である、持続可能な開発のための大統領委員会 (PCSD) が 2000 年に設立された。これは、金大中大統領の在任中 (1998 年から 2002 年) の政治理念と政府業務の運営に基づいている。PCSD には IMC より広範な領域と機能があり、おそらく矛盾するが、IMC から独立して活動している。2007 年 12 月に、李明博が新たな大統領に就任し、新政府は、気候変動危機を国家経済成長の機会へと転換すると強調している。これは、気候変動への新政府の対応が、より積極的になる可能性を示している。しかし、現在までに、気候変動に関する国家の制度整備に変化は見られない。

表 8.4. 韓国における IACM の発展

	IMC (1998 年)	IMC (2008 年)
契機	京都議定書。最初の国家行動計画 (NAP) の実施 (1999 年～2001 年)。	第 4 次 NAP の実施 (2008 年～2012 年)。
設立の法的根拠	首相命令	首相命令
EL	首相が議長を務め、OGPC が全体調整を行う。	首相と OGPC が全体調整を行う。
LA	MOCIE、MOE、MOFAT が、エネルギー・産業、環境、交渉の主要機関。MOCIE が主導権を持つ。	MOCIE、MOE、MOFAT、KMA が、緩和、適応、交渉、研究開発という 4 つの優先分野の主要機関。
OPA	財政、広報、科学及び技術、農業及び林業、建設、海事、企画・予算、情報の各機関を含む。	不明
職務/機能	(i) 一貫した気候政策を作成する。(ii) 韓国経済への UNFCCC のマイナス影響を最小限にし、多様な交渉戦略を発展させる。(iii) 緩和への具体的措置を促進する。(iv) NAP を実施する。	既存の職務に加え、緩和と適応の統合的な対応の仕組みを確立する。
会議の頻度	閣僚レベル及び副大臣レベル: 3 年に 1 度、DG レベル: 1 ヶ月に 1 度。	不明
特徴	支援する専門家集団が参加する、複雑な階層構造。	地方政府の関与。

注: EL = 執行リーダーシップ、LA = 主導機関、OPA = その他参加機関、NAP = 国家行動計画、OGPC = 政府政策調整室、MOCIE = 産業資源部、MOE = 環境部、MOFAT = 外交通商部、KMA = 韓国気象局、DG = 長官。

3.2.2. ステークホルダーの参加

これまで地方政府 (表 8.5) は、地域の持続可能な開発の促進には積極的に関与してきたが、韓国の気候関連活動では限定的な役割しか担っていなかった。2003 年に、全 16 の地域政府と、232 のうち 164 の地方政府が、ローカルアジェンダ 21 (Korean Council for Local Agenda 21 2008) を策定した。気候変動に関する国内活動は国家政府が着手しており、地方政府の主な役割は、基本的に、国家政策を各地域で実践することである。これは、韓国では強力な国家政府の歴史が長く、地方自治の歴史が比較的短いことが原因の一端と考えられる。しかし、必ずしも気候変動とは関連しないものの、地方政府は、エネルギー政策と交通問題に多大な努力をしてきた。最近では、地方政府は、気候変動政策の重要性を認識し、気候変動に対応する具体的な行動計画を策定しようとしている。2008 年の IMC 再編成の間に地方政府会議 (Conference of Local Governments) を設立し、意思決定と NAP の実施に地方政府が参加できる方法が実現される予定である。

民間部門では、UNFCCC のための産業対策委員会 (Industrial Committee on Measures for the UNFCCC) が 2001 年に設立された。産業界も、GHG データベースを設置し、国家 GHG インベントリーへ研究基金と技術支援を提供して、韓国の国別報告書の完成に貢献した。民間部門は、NAP の実施について自主協定も行った。

表 8.5. 韓国における気候変動関連の特定活動参加者

活動	参加者とその役割
COPの国家代表の選出	3つの主要省庁: MOFAT、MOCIE、MOE。MOE大臣がCOPの国家代表団長を務める。MOCIEの環境・科学首席調整官 (Senior Coordinator for Environment and Science) がSBSTA/SBIの国家代表団長を務める。MOFATが国家の見解を調整、統合する。地方政府、民間部門、市民団体からの代表はなし。ただし、学界からの参加は、COP4以降、急速に増加し、比率は20%を超える。
国別報告書 (NC) の作成	OGPCがNCを統括するが、活動はMOCIEのKEEIへ委任した。7省庁、4政府関連機関、1国有企業で構成される研究チームが組織された。民間部門はGHGデータベースを立ち上げた。複数の企業が、国家GHGインベントリーへ研究資金と技術支援を提供した。国別報告書を1998年と2003年の各年に2回、UNFCCCへ提出した。
CDMプロジェクトの促進	DNAは、IMC傘下のCDM審査委員会で、OGPCが議長を務め、外交、科学及び技術、農業及び林業、環境、広報、その他分野のメンバーが参加する。OGPCが承認プロセスを調整する。MOCIEのKEMCOは、CDMプロジェクトの準備、実施、監視に向けて、地方政府及び民間部門に技術支援を提供する。2008年2月の時点で、17のプロジェクトがCDM-EBにより登録されたが、半分以上は附属書I国が事業に関与しないユニラテラルCDMプロジェクトである。2007年12月の時点で、41のCDMプロジェクトがDNAにより承認された。
気候変動に関するその他国内自主対策	3度のNAP (1999年～2001年、2002年～2004年、2005年～2007年) がIMCにより作成、実施された。諸機関がプロジェクトを提案し、OGPCが提案を審議、調整した後、IMCの閣僚委員会がNAPの最終承認を行った。第1次及び第2次NAPの優先事項は次の通り。(i) UNFCCCに対応するシステムの構築、(ii) GHG削減に関する技術及び対策の開発。第3次NAPは、影響評価と適応を最優先事項とした。第4次NAPの最優先事項は、緩和へと技術開発に移行している。地方政府は、過去の意思決定プロセスやNAPに参加していなかったが、第4次NAP (2008年～2012年) には参加する予定である。約36のプロジェクトが第1次NAPで実施され、第2次では84、第3次では91プロジェクトが実施された。

注: SBSTA = 科学および技術の助言に関する補助機関、SBI = 実施に関する補助機関、NC = 国別報告書、KEEI = 韓国エネルギー経済研究院、DNA = 指定国家機関、KEMCO = 韓国エネルギー管理公団、CDM-EB = CDM (クリーン開発メカニズム) 理事会、NAP = 国家行動計画。

NGO は、多数の環境関連委員会に参加しているにもかかわらず、韓国の気候変動対応において限定的な役割しか担っていない。20 以上の NGO で構成される「環境 NGO の政策会議」が設立され、年に 3～4 回の会議を行い、現在の環境と政策を協議している。政府は、環境 NGO に限定的な財政支援を行い、さまざまな行事を支援している。しかし、IMC と気候変動への対応において、政府と NGO 間の協議メカニズムは、現在までに確立していない。

学界は、気候関連活動において非常に積極的な役割を担っている。政府関連研究機関は、その他民間機関と協力して IMC を支援する専門家集団を形成し、意思決定プロセスにおいて政府に技術支援を行っている。韓国の COP 国家代表団のうち、全体の最大 20% が政府関連及びその他の研究機関で構成される。2 度の国別報告書の作成では、産業資源部 (MOCIE) 関連組織の韓国エネルギー経済研究院 (KEEI) が OGPC から委任され、政府組織や機関を組織化し業務を調整した。

3.3. 中国

1980 年初頭からの急速な経済成長によって、また世界最大の人口を抱えることから、中国は 2005 年に世界第 2 位の GHG 排出国となった。しかし、人口の 47% は現在も貧困状態にあり (World Bank 2006c)、人口 1 人当たりの GHG 排出量は世界 87 位と、世界平均よりも低い (USEIA 2007)。「グループ 77 + 中国」で重要な役割を担う一方、GHG 排出量上位国であることから、中国は、UNFCCC の下での国際交渉において、先進国からより重い責任を担うよう強く求められている。近年、政府は、「省資源・環境調和型社会の発展構築のための科学的アプローチ (Scientific Approach of Development and Building of Resource Conservation and Environmentally Friendly Society)」を提唱し、開発戦略を変更した。これは、気候変動への対処に、より積極的な姿勢を生み出す可能性がある。

3.3.1. 国内 IACM の発展

1990 年に、中国は、IPCC 関連業務や国際交渉への参加の方針を調整するため、最初の IACM を設立した(NCCCC 2007a)。中国の官僚制度では権限の弱い機関ではあるが、国家気象局が、外交部(MOFA)と共に主導的役割を担った。気候変動は主として、科学問題及び国際関係問題として認識されていた。

1998 年に新たな IACM として、国家気候変動調整委員会(NCCCC)が設立され(表 8.6)、省庁レベルよりも地位の高いマクロ経済管理機関である、国家発展計画委員会(SDPC)が議長を務めた。重大な意思決定は国務院で行われる一方、この IACM は、気候政策、気候変動関連活動、及び国際交渉に関する問題を調整した。その他主要な機関には、外交、気象、科学技術、環境関係機関が含まれた。IACM は 2003 年に拡大し、構成員も 7 から 12 に増やされた。

国家開発へのアプローチの変化、気候変動、及びその他の国内環境問題に対処するために、中国は 2006 年から 2010 年に向けてエネルギー強度削減(20%)と主要な汚染物質の排出削減(10%)という 2 つの強制力のある国内目標を設定した(State Council 2006)。2007 年 6 月に、国務院は、実施を強化する目的で、首相が議長を務める省庁間主導グループを設立した(State Council 2007)。IACM には、UNFCCC に関する外部機能と、2 つの目標の国内実施に関する内部機能がある。対外的には、国家発展改革委員会(NDRC、SDPC の後継機関)が、外交、科学技術、環境、気象機関と共に主導機関となっている。国内機能では、NDRC と国家環境保護総局(SEPA—2008 年 3 月より環境保護部へ昇格)が主導機関として、エネルギー保全と排出削減をそれぞれ調整する。国内 IACM でのこの新たな省庁がこれらの課題に対してどのような責任を果たしていくのかは、本章を記述する時点ではまだ確認できていない。

中国は、持続可能な開発に関する国家評議会を設立していない。しかし、国務院は、持続可能な開発に関する活動において他の機関と調整する主導機関として、NDRC と科学技術部(MOST)に関連任務を委任した。1994 年 3 月 25 日に、当時の国家科学技術委員会(MOST の前身)関連の政府組織である、中国アジェンダ 21 管理センター(Administrative Centre for China's Agenda 21)が設立され、中国のアジェンダ 21 のプロジェクト実施に責任を負った。NDRC と MOST も現在の IACM における LA であるが、気候変動 IACM の設立とその発展は、持続可能な開発のための国家の制度整備とは区別される。NDRC と MOST が、各機関内で気候変動と持続可能な開発に関する機能をいかに調和させるかについては、さらなる調査が必要である。

表 8.6. 中国における IACM の発展

	NCCCC(1998 年)	NCLLG/NECERLG(2007 年)
駆動力	(i) 1998 年の政府再編成。(ii) SMA を SDPC に置き換えることで調整を強化する必要性。	(i) 国際的圧力の高まり。(ii) 開発戦略における政治的变化。(iii) 2 つの義務的国内目標の統合的実施を強化する必要性。
設立の法的根拠	1998 年の政府再編成期間中の国務院通達。	国務院通達 第 18 号(2007 年)。
EL	国務院からの代表はなし。	首相が議長を、副首相と国務委員が副議長を務める。
LA	SDPC の執行部(Executive Office)と SDPC が議長を、MOFA、CMA、MOST、SEPA*、MOF が以下 5 分野を調整。(i) COP 代表、(ii) IPCC 参加、(iii) CDM 実施、(iv) EIA、(v) GEF 関連業務。	NDRC の執行部。NDRC と MOFA、MOST、SEPA、CMA が指揮する UNFCCC 関連の涉外機能。NDRC と SEPA が指揮する省エネルギーと排出量削減に関する国内機能。
OPA	7 省庁: 経済・貿易、建設、水資源、交通・通信、科学会、森林、海事。	新たな 22 省庁。

職務／機能	(i) UNFCCC を実施する中国の能力を高める。(ii) 中国の持続可能な開発に貢献する。(iii) 交渉で国益を形成する。(iv) 省庁間での気候政策における合意を形成する。	(i) 気候変動に対処する重大な国家戦略、方針、対策を研究、立案する。(ii) 国際交渉に対する中国の戦略を研究、検討する。(iii) 省エネルギーと排出削減を実施する。
会議の頻度	各 COP の前後に年 2 回(Bjørkum, 2005 年)。	該当なし—2007 年 6 月の設置以降、2007 年 7 月に首相が議長を務めた会議が 1 度(NDRC, 2007 年)。
特徴	強力なマクロ経済機関が主導する、各機関の責任の分配が明確な、以前よりも強固で安定したメカニズム。SEPA はあまり重要な役割を担っていない。	義務的国内目標の実施と施行を重視した、首相の主導による、より強力な全体調整。

* SEPA は、2008 年 3 月に環境保護部に昇格した。

注: EL=執行リーダーシップ、LA=主導機関、OPA=その他参加機関、NCCCC=国家気候変動調整委員会、NCCLG/NECERLG=国家気候変化対策指導グループ/国家省エネルギー排出削減指導グループ、SMA=国家気象局、SDPC=国家発展計画委員会、MOFA=外交部、CMA=中国気象局(SMA の後継)、MOST=科学技術部、SEPA=国家環境保護総局、MOF=財政部、NDRC=国家発展改革委員会、EIA=環境影響評価。

3.3.2. ステークホルダーの参加

国の指導に従い、地方政府は地域の規則を制定し、そのうち 2、3 の地方政府は、国内 IACM と構成が同様の地域機関調整メカニズムを設立した(表 8.7)(NCCCC 2007b)。2 つの国内目標を達成するために、政府は目標責任システムと業績評価システムを導入した。各レベルの地方政府(省、県、郷)は、上層の政府組織との間に目標責任協定を交わし、その実績は毎年、点検・評価される。結果は、地方政府首長の政治的業績を評価するために使われてきた。CDM 促進センターが 22 の省に設立され、PDD(プロジェクトデザインドキュメント)の準備を支援し、関連する研修事業を実施している(Kyoto Mechanisms Information Platform 2007)。

民間部門は、国全体のエネルギー消費の 70%を占める(NDRC 及び NBSC 2007)。国の目標は、分野別目標や地域目標へ細分化され、さらに主なエネルギー集約型企業や大量排出企業の目標へと分けられる。NDRC は、エネルギー消費が産業エネルギー総消費量の 50%を占める 1,000 の企業を選別し、2006 年には目標責任協定を署名した。

全体として、中国における独立した市民団体は、他の 4 カ国に比べて脆弱である。しかし、環境分野の市民団体は、他の領域に比べて積極的である。気候変動問題は中国の市民団体の注意を喚起したが、これまでのところ、彼らは問題解決のための主要な役割を担っていない。2、3 の国内 NGO と、国際 NGO の地域事務所が、気候変動に対処するさまざまなプロジェクトを実施し、UNFCCC 会議に参加してきた(NCCCC 2007c)。

学界、とくに政府関連機関は、ほとんどの気候関連活動で重要な役割を担っている(MOST et al. 2007)。学術機関は、次のような重要な貢献をしてきた。(i) COP の国家代表団の 3 分の 1 を占めること及び交渉上の対処方針の準備、(ii) 気候変動関連の研究開発、(iii) IPCC 関連業務(4 つの評価報告書を含む)、(iv) CDM 実施の試験段階と、国内承認に向けた CDM プロジェクトの審査、(v) 国別報告書の作成。

表 8.7. 中国における気候変動関連の特定活動参加者

活動	参加者とその役割
COPの国家代表の選出	NDRC、MOFA、MOSTは、CMA、SEPA*、MOA、SFAと協力して、より重要な役割を担っている。大多数はNDRCの所属であるが、MOFAが交渉を主導、調整する。CDMに関してMOSTの役割が増大。地方政府、民間部門、市民団体からの代表はないが、学界の参加はCOP6以降、急速に増加した(35%以上)。
国別報告書(NC)の作成	NDRC、MOFA、MOST、MOF、SEPA、CMAを含む、IACMにより設立されたプロジェクト運営委員会(Project Steering Committee)。プロジェクト管理局と共にNDRCの執行部。GHGインベントリープロジェクトへの、地方政府と民間部門の限定的な参加。市民団体からの参加はなし。6つの政府関連研究機関が、国家GHGインベントリープロジェクトに参加。2004年12月に、最初のNCをIACMが提出。
CDMプロジェクトの促進	IACMがCDM政策を調整する。DNAとしてNDRCがプロジェクトの最終承認を行う。IACM傘下のCDM委員会には、共同議長としてNDRCとMOSTが、副議長としてMOFAが、SEPA、CMA、MOF、MOAがメンバーとして含まれ、プロジェクトの審査に責任を負う一方、「クリーン開発メカニズムプロジェクトの運営・管理方法(Measures for the Operation and Management of Clean Development Mechanism Projects)」が、NDRC、MOST、MOFA、MOFの共同で発表された。これに基づき、次に関するプロジェクトを促進するためにCERの課税システムが設立された。(i) エネルギー効率、(ii) 新・再生可能エネルギー、(iii) メタンの回収と活用。2006年8月に、中国CDM基金がMOFの管理センターと共に設立された。CDM促進センターが、22省に設立された。専門家と諸機関が、CDM検証プロセスで技術支援を提供する。2008年2月までに、162のプロジェクトがCDM-EBによって登録され、28のプロジェクトがCERを取得し、1,113プロジェクトがDNAにより承認された。
気候変動に関するその他国内自主対策	政府が採択した主な対策は以下の通り。(i) 国家気候変動プログラムを含む優先分野に指針を与え、目標を設定するための法制定、国家及び分野別計画とプログラム。(ii) 40の対策を提示する2つの強制力のある目標の執行。借り入れ取得のための省エネルギー基準や再生可能エネルギーの価格システムなどの金融メカニズムを含む。(iii) 目標責任システム。国家目標は地域目標に細分化された。地方政府は、地域の規則を制定し、行動計画を策定し、実施機関を設立した。2006年にNDRCは、省エネルギーを実施する目的で、1,000社のエネルギー集約型企業との間に目標責任協定を締結した。複数の活動の中で、8つの環境NGOが気候変動への対応策に関する報告書を発表した。40のNGOが、国民意識を高める目的で、2007年に「20%省エネ市民運動(20% Energy Saving Citizen Actions)」に着手した。学界は、省エネルギーの研究開発、モニタリング・観測基盤整備、人材の育成を促進する。

* SEPAは、2008年3月に閣僚レベルに昇格し、環境保護部という名称になった。

注:NDRC=国家発展改革委員会、MOFA=外交部、CMA=中国気象局、MOST=科学技術部、SEPA=国家環境保護総局、MOF=財務部、SFA=国家林業局、MOA=農務部、DNA=指定国家機関、CER=認証排出削減量、CDM-EB=CDM(クリーン開発メカニズム)理事会。

3.4. インド

インドの人口は11億人で世界第2位であり、年間平均人口増加率は1.7%である(World Bank 2007)。328万km²の国土総面積のうち、61%は農業に利用されている。2006年のGDPは8,869億USドルで、年間成長率は8.4%である(World Bank 2006)。1人当たりのGHG排出量は1.07トン(USEIA 2007)と少ないが、総量では2005年に世界第6位のGHG排出国となった。世界で最も急速に経済成長している上位10カ国の一つであるが、インド国民の約4分の1が貧困線を下回っており、国民1人当たりのGDPは最低水準である。インドの総世帯の55%しか電力を利用できていない(Ray 2007)。人口密度の高さから、インドでは、特に人口が集中する沿岸地帯で気候変動の影響を受けやすくなっている。UNFCCCの非附属書I国として、インドにはNCの提出のみが求められている。1994年のGHGインベントリーによれば、CO₂がGHG総排出量の65%を占めており、エネルギー部門がCO₂のほぼ3分の2を排出している(India's Initial National Communication 2004)。

3.4.1. 制度的整備

環境森林省(MOEF)が、環境及び森林政策とプログラムの計画、促進、調整、実施監督に責任を負う。国家環境審議会(首相が議長を務め、中央省庁の上級代表、州首相、NGOグループ代

表、著名な科学者及び学者を含む委員で構成される)が、環境問題に関する最高政策決定機関である(UN DESA 2007)。2007年以前、インドは本調査における他国と同様のIACMを設立していなかった(表8.8)。MOEF内の気候変動局がCDMのDNAの職務を遂行し、適応と緩和の両方の取り組みを推進するためのさまざまな分野別計画やプログラムも採択、実施された。しかし、主要国首脳会議(G8サミット)前の2007年6月の世界環境デーに、政府は気候変動に関する首相諮問機関(PMCCC)の設立を発表した(MOP及びMOEF 2007)。PMCCCは、政府及び民間の委員で構成される。さらに2008年3月に、首相は、PMCCC内に常設の交渉団を設立すると発表した(The Indian Express 2008)。

貧困の削減と経済成長は、インドの国家開発戦略の主要な目標である。これらの目標は、国家の継続的な5ヵ年計画(FYP)でも一貫して強調されている。これは、全体的な開発の中期的戦略を設定するもので、国家開発審議会(NDC)の全体的な指導のもとで、インド計画委員会(PCI)が作成する。第10次FYP(2002年～2007年)のもとで経済成長を支援するにあたり、インドは、エネルギー供給と、クリーンで近代的な燃料へのアクセスの向上に力を入れている。インド経済は年間9%を超える割合で成長しているが、エネルギー強度は2004年から減少している。政府は、消費の持続可能な形態を推進し、競争力を強化し、エネルギー効率を促進し、CDMを使ってクリーンエネルギー技術を奨励することで、これらの分野をさらに改善する計画である(MOP及びMOEF 2007)。

表 8.8. インドにおけるIACMの設立

	気候変動に関する首相の諮問機関(2007年)
駆動力	気候変動の緩和と適応戦略をインドが検証し、強化し、表明する必要性。IPCC第4次評価報告書の発表。
設立の法的根拠	2007年6月7日の、気候変動に関する高級諮問機関を設立することへの首相命令。
EL	首相官邸
LA	MOEF、MOP、及び首相への主要科学アドバイザー
OPA	MEA、MOST、MA、MWR、MOF、計画委員会、経済委員会を通じた民間部門。
職務／機能	気候変動を開発の主要課題の一つとするための戦略的指針を提供する、主な介入優先事項を特定する、気候変動に関する国家行動計画を策定する。
会議の頻度	COP代表が、2007年COP13会議に出発するまでに最低4回。
特徴	複数のステークホルダーの代表。非公式委員には、市民団体や報道機関からの信頼できる人物が含まれる。

注:EL=執行リーダー、LA=主導機関、OPA=その他参加機関、MOEF=環境森林省、MOP=電力省、MEA=外務省、MOST=科学技術省、MA=農務省、MWR=水資源省、MOF=財務省。

第8次エネルギー部門計画(1992年～1997年)で省エネルギーを促進した結果、産業分野や交通分野のエネルギー強度の低減が達成された。「Bharat 2000」の導入により、車輛排出基準の改善や、低炭素排出車輛及び非排出車輛の促進が実現した。圧縮天然ガスの導入は、大気質改善の主要な推進力となった。農業では、燃料効率の良いポンプセットの標準化、電力関税の合理化、亜酸化窒素の排出量を削減するためのより優れた農耕方法が導入された。住宅分野では、LPGガスコンロ、小型の蛍光灯、高層ビルで揚水するための燃料効率の良いポンプが奨励されてきた。2001年の省エネルギー法により、エネルギーの効率的な使用を促進、強化するために、エネルギー効率局(BEE)が設置された。石炭利用の合理化、価格改正、技術向上、新・再生可能エネルギーの促進、そして油田・ガス田でのフレアガスの削減、廃熱回収システムの導入、エネルギー監査、機器の改善及びディーゼル燃料の天然ガスへの転換を通じた燃料効率向上と省エネルギーの促進はすべて、インドの緩和努力に寄与した。2003年の新電力法により、再生可能な電容量の追加が加速した(MOP及びMOEF 2007)。2006年には、電化製品へのエネルギー表示制度が導入された。2007年の省エネルギー建築基準法では、設計者に対し、新たな大規模商業ビルへのエネルギー需要を最適化するよう指導している。

2008年2月にデリー持続可能な開発サミットの開会の挨拶で、インド首相は、国の優先施策分野におけるさまざまな適応措置を挙げた。具体的には、気候変動の危険に対する防衛手段として、大規模な新規植林、干ばつ対策、氷河と沿岸地帯の保護などが含まれた(Merineews 2008)。

3.4.2. ステークホルダーの参加

インドは、世界最大の民主国家であり、中央と州議会の議員により5年の任期で選出された大統領を国家元首とする、連邦制の国である。執行機能は、閣議を統括する首相が掌握している。立法府は二院制で、下院(Lok Sabha)と上院(Rajya Sabha)で構成される。強力な司法制度と最高裁判所があるインドにおいて、環境問題の重要性は高く、発言力のあるメディアや活発なNGO組織が積極的に取り上げている。最初のNCの作成では、研究・技術機関、大学、政府内組織、NGOから選ばれた131の調査団による、広範な参加型手法が採択された(Government of India 2004)(表8.9)。

表 8.9. インドにおける気候変動関連の特定活動参加者

活動	参加者とその役割
COPの国家代表の選出	ニューデリーでのCOP8会議は、多くのNGO参加をもたらした。MOEF傘下の調査機関が通常代表となり、外務省や時には産業関連省庁からの政府代表も参加した。
国別報告書の作成	MOEFが主導権を持つが、地方政府もデータ収集に寄与している。市民団体は主に、人材育成イニシアティブに貢献してきた。
CDMプロジェクトの促進	MOEFが、CDMプロジェクトに関する全事項を統括するDNAであるが、連邦政府は、CDMプロジェクト提案の提出を奨励する目的で、CDM促進部門を設立した。民間部門は、CDMの規則に関する情報の普及を支援する。NGOは能力開発を実施し、学界は、プロジェクトの概要案や提案書の技術的評価に参加する。
気候変動に関するその他国内自主対策	国家レベルでは、関税設定権限を独立規制機関に移譲して、民間部門の参加を奨励することで、電力分野の改革が始まった。エネルギー担当機関が、地方機関、NGO、村レベルの組織参加を動員して、非従来型のエネルギープログラムを実施する。公共輸送機関の運営に、民間部門の参加が奨励されている。インドの精錬業は、より効率的な機器や技術の利用を増加させた。インドの石炭企業は、採掘済みの地帯を緑地化して、適応努力に貢献している。さまざまな省エネルギーや効率性プログラムにおいて、NGOは積極的に、州議会の公開討論に参加してきた。研究機関が、気候科学研究とモデリングに関与している。

1992年の憲法改正法によって、開発計画に地方分権的な手法が用いられるようになった。結果として、インドの第8次FYP(1992年～1997年)と、第9次FYP(1997年～2002年)において、あらゆるレベルでの社会的な動員と人々の参加が、開発プロセスの環境持続可能性を実現する手段として認識された(UN DESA 2007)。一方で、第10次FYP(2002年～2007年)は、現在、インドで自助グループとして一般に知られる組織の形成に道を開いた。

アンドラプラデシュ、マディヤプラデシュ、西ベンガル各州は、CDMプロジェクトの提案を促進するために、CDM促進部門を設立した。民間部門は、クリーナー・プロダクション、ISO 14000、環境格付け、サプライチェーンのグリーン化、環境立法、エネルギー監査などに関するインド産業の対応能力向上を支援してきた。インド商工会議所連盟は、インドの産業がさらに環境に責任を負い、競争力を持てるよう、環境情報センターを設立した。NGOも、草の根レベルで自助グループを促進して、地域社会や女性に権限を認めるための意識改革を推進する上で重要な役割を担ってきた。研究機関は、インドにおける気候変動イニシアティブの情報発信分野で積極的に活動してきた。インドの科学者は、次のような国内及び海外の気候研究の試みに貢献してきた。すなわち、国際インド洋調査、観測計画、インド洋調査研究プロジェクト、世界気候研究計画、全球観測システム、地球圏・生物圏国際共同研究計画(India's Initial National Communications to the UNFCCC 2004)である。

3.5. フィリピン

フィリピン諸島は、29万9,764 km²の国土面積を持ち、2007年の人口は8,870万人で、平均年増加率は1.9%であった(NSCB 2007)。GDPは、2001年の3.0%から2005年の5.1%へと着実に成長している(ADB 2006)。貧困率は2000年に33%と、高い状態が続いている(NSCB 2007)。経済の主たる成長要因であるエネルギー、特に電力の消費増は、サービス分野が主な原因である。人口1人当たりのGHG排出量は、2005年には0.89トン(tCO₂e)(USEIA 2007)で、排出量の増加は、1990年から2003年の間で43%であった(World Bank 2007)。GHG排出量のほぼ50%が、エネルギー部門によるものである。UNFCCCへの最初の国別報告書において、国家GHGインベントリーは、フィリピンが4つの主要分野で合計100,738(ktCO₂e)を排出していると報告した。その内訳は、エネルギー(49%)、産業(11%)、農業(33%)、陸上廃棄物(7%)であった。フィリピンは熱帯に位置する島嶼国であるため、気候変動の影響を非常に受けやすく、特に農業と食糧安全保障は顕著である。

3.5.1. 国内IACMの発展

UNFCCCを批准する以前にフィリピンは、あらゆる気候変動関連活動を調整する目的で、気候変動省庁委員会(IACCC)を設立していた(表8.10)。IACCCは、環境天然資源省(DENR)の主導のもとで最初のNCを作成した。また、2004年には、CDMのためのDNAに指定された。

2007年には、気候変動に関する大統領特別委員会(PTFCC)が設立され、IACCCに代わって実質的な気候変動問題に関する主導的調整機関となった。この新たな体制で、IACCCはPTFCCの技術的支援機関となり、その他の機関がPTFCCの支援を目的として指定された。PTFCCは、DENRが議長を務める(表8.10)。2007年6月の第1回会議を受けてPTFCCの諮問委員会が設置され、DENR大臣が議長を、土地改革大統領顧問が共同議長を務め、学界とNGOから6人の委員が参画した。DENRの全組織は、諮問委員会を支援することが求められ、環境管理局(EMB)は諮問委員会の運営に必要な資金を配分するよう指示されている。

PTFCCの職務には、次のようなものがある。(i) 特に最も気候変動の影響を受けやすい分野について、気候変動の影響に関する迅速な評価を実施する、(ii) GHG排出基準の厳格な遵守を徹底し、森林減少や環境の劣化に対処する、(iii) GHG排出量の削減に戦略的手法を採用する、(iv) 気候変動に関する包括的な広報キャンペーンを実施する、(v) 気候変動に対するリスク軽減や、緩和措置と適応対策を計画する、(vi) 国際パートナーと協力する、(vii) あらゆる政策、計画、プログラムにおいて気候変動のリスク管理の考え方を組み込む、(viii) 気候変動行動計画の実施を主導、調整、監視する。

IACCCからPTFCCへの最も顕著な組織変更は、内務自治省(DILG)をメンバーに追加したことである。1991年の地方自治法によって、環境保護を含む5つの基本サービスが地方政府(LGU)へ委譲され、LGUの役割は拡大した。LGUは、市民団体の参加を促進することによって、地方自治を促進することも奨励されている。

PTFCCの設立から6ヵ月後に組織改変が行われ、エネルギー省(DOEP)大臣が議長に、DENR長官が副議長に任命された。教育省(DepEd)と高等教育委員会(CHED)も加わり、PTFCCの組織は拡大した。IACCCとは異なり、PTFCCでは閣僚級会議が行われる。NGO連合であるフィリピン気候変動ネットワークから2名の代表もPTFCC会議に出席した。PTFCCは、4つの最重要プログラム、すなわち(i) 緩和、(ii) 適応、(iii) 資金調達、(iv) 技術と研究開発、を提言した。資金調達は、特に開発援助基金に要請して確保する予定である(PTFCC Philippines 2007)。

表 8.10. フィリピンにおける IACCM の発展

	IACCC (1991年)	PTFCC (2007年2月)	改正 PTFCC (2007年8月)
契機	環境・開発問題に関する国際的議論と国内の関心の高まり。	IPCC 第4次評価報告書の発表。気候変動への対処に関する国内懸念の増加と市民団体からの要請。	国家の気候変動イニシアティブにおける、より大規模な緩和戦略の要請。
設立の法的根拠	大統領令 220 (1991年5月8日)	大統領令 171 (2007年2月20日)	大統領令 171-A (2007年8月15日)
EL	DENR	大統領府	大統領府
LA	DENR, DOST	DENR	DOEP
OPA	DFA、DOE、NEDA、DPWH、DOTC、PNCC 上院。	DOE、DOST、DILG、DA、市民団体から2代表、IACCCの参加機関(新たなPTFCCの技術部門として)。土地改革大統領顧問が共同議長を務める諮問委員会が設置された。委員の大半は学界に属する。	DENR、DOST、DILG、DA、DepEd、CHED、市民団体とIACCC参加機関から2名の代表。
職務／機能	気候変動関連活動の調整、気候変動政策の提言、UNFCCCへのフィリピンの見解を準備する。	気候変動の影響について迅速な評価を実施する、大気放出基準を厳格に遵守する、森林減少に対抗する、GHG排出量を削減する、包括的な広報活動を実施する。	当初のPTFCCと同じ職務。
会議の頻度	1年につき4回(省庁間)。	2007年6月に最初の会議。	COP13前に4回の会議(インドネシア、バリ)。
特徴	PNCCを通じた市民団体の参加。	複数ステークホルダーの参加、DA、DILGがメンバーとして追加、諮問委員会の設置による学界の関与の増加。	議長がDENRからDOEPへ移行、DepEdとCHEDがメンバーとして追加、学界の関与の増加を伴う複数ステークホルダーの参加。

注:EL=執行リーダーシップ、LA=主導機関、OPA=その他参加機関、IACCC=気候変動省庁委員会、PTFCC=気候変動に関する大統領特別委員会、DENR=環境天然資源省、DFA=外務省、NEDA=経済開発局、DPWH=公共事業道路省、DOTC=運輸通信省、PNCC=フィリピン気候変動ネットワーク(市民団体組織)、DA=農業省、DILG=内務自治省、DepEd=教育省、CHED=高等教育委員会。

3.5.2. ステークホルダーの参加

1990年代前半に政府が最初に着手したのは、フィリピン持続可能な開発のための戦略(PSSD)とフィリピン・アジェンダ21の策定で、政府とNGOが協力して1992年の地球サミットで採択された約束を実施することが明示された。こうして、IACCCは強力な市民団体の代表の参加を得て設立された。第1回のNCでは、学界と草の根・地域団体が、データ収集、能力開発、教育、研修を支援した(表8.11)。1991年の地方自治法の成立により、各行政地区に設立された持続可能な開発地域委員会(LCSD)を通じて、持続可能な開発の地方分権化が進んだ。

表 8.11. フィリピンにおける気候変動関連の特定活動参加者

活動	参加者とその役割
COPの国家代表の選出	大半は国家政府からであるが、すべてのCOPにNGOが参加する。
国別報告書の作成	DENRが主導的役割だが、LGUが支援し、NGOや学界もLCSDの代表を通じて参加してきた。
CDMプロジェクトの促進	DENRがDNAだが、LGUが支援する。民間部門とNGOが、CDM運営委員会を通じて活動している。
気候変動に関するその他国内自主対策	DENR、DOEP、DOSTらが、主導で実施する一方、緩和と適応戦略に対処する法律と規則の制定は、市民団体の政治的運動がなければ実現不可能だった。民間部門は、エネルギー効率向上で政府と協力した。学界は、学校の履修科目に環境教育を含めるよう陳情活動を行ってきた。

注：NGO＝非政府組織、DENR＝環境天然資源省、LGU＝地方政府、DNA＝指定国家機関、DOEP＝エネルギー省、DOST＝科学技術省。

LCSD は、フィリピン持続可能開発評議会を補強する目的で設置され、NEDA 局長が議長として、また DENR 長官が副議長として統括する。評議会は、国家政府の関係省庁や市民団体グループで構成される。1992 年 9 月に創設された PCSD には、次のような責務がある。(i) 1992 年のリオサミットで採択された持続可能な開発の原則に対するフィリピンの公約の実施状況を審査し、履行を確実なものにする。(ii) 持続可能な開発の原則を具体化し、運用のための指針と仕組みを策定する。(iii) 環境と持続可能な開発に関連する新たな問題に対処するため、政策改革、プログラム、新法制定に向けた指針を策定する。(iv) 外務省(DFA)と協力して、調整機能を果たす。(v) フィリピン・アジェンダ 21 と国家持続経営計画を採択する(PCSD Philippines 2007)。

さまざまな緩和と適応措置が、部門別計画、特にエネルギー、交通、農業分野に反映されている。2004 年から 2010 年の中期フィリピン開発計画では、エネルギーを含む 5 分野における優先的事項が特定された。フィリピンエネルギー計画(2005 年～2014 年)では、(i) エネルギーの自給と省エネ、(ii) 発電部門の改革を打ち出している。

関連立法には次のものが含まれる。(i) フィリピン大気浄化法(1999 年)、(ii) フィリピン環境配慮型固形廃棄物管理法(2000 年)、(iii) 農漁業近代化法(1997 年)(地球の気候変動と天候不安定化の影響監視を含む)、(iv) 水質浄化法(2004 年)、(v) 電力産業改革法(2001 年)(電化を促進するために、さらなる民間部門の参加と競争を求める)。

4. 比較研究

4.1. COP における国家代表団

日本が、COP での代表人数が最も多く、韓国と中国がこれに続き、インドとフィリピンの代表人数は少ない(表 8.12)。国家代表数が多いことが、国際交渉における、より強力な国家意思を表していると考えられる。韓国、中国、フィリピンの国家代表における執行リーダーシップからの直接参加は多数の COP で確認され、COP の議題の中での特定の問題に対する EL の強い関心を示唆していると考えられる。

表 8.12. COP における国家代表団

参加者	日本	韓国	中国	インド	フィリピン
EL	X	4%	0.4%	X	2%
LA	EA (26%) BRA (14%) FA (14%)	EA (16%) BRA (8%) FA (8%)	- BRA (22%) FA (20%)	EA (47%) - FA (3%)	EA (23%) - FA (3%)
OPA	17%	7%	27%	11%	31%
地方政府	X	X	X	3%	X
民間部門	X	X	X	X	X
市民団体	X	X	X	5%	17%
学界	4%	18%	22%	3%	2%
外交使節団	21%	13%	9%	34%	18%
代表の平均人数	73	32	27	17	13

注: 比率は、COP1 から COP12 までの各参加者の平均を表す。

EL=執行リーダーシップ、LA=主導機関、OPA=その他参加機関、EA=環境担当省庁、BRA=産業担当省庁、FA=外務担当省、(-)=主導機関と定義されていない、X=参加なし。

中国を除くすべての代表国で、環境担当省庁(EA)が主導機関(LA)として、COP の国家代表団の中で主要な役割を担っている。中国では、エネルギーと産業を担当する国家マクロ経済機関が、最も重要な役割を担う。産業・エネルギー機関などの産業担当省庁は、日本や韓国では、国家代表団で EA と役割を共有しているが、インドやフィリピンでは役割が限定的である。これは、日本、韓国、中国が、気候変動の経済的側面を重視していることを示唆している。5 カ国すべてにおいて、外務担当省庁は、戦略調整と交渉的立場における重大な役割を担っている。インドでは、外交使節団の代表が国家代表団の大部分を占めている。緩和、適応、科学、資金に関するその他政府機関については、日本、中国、フィリピンの参加数が非常に多い。

全体として、COP の、国家代表団における地方政府からの代表は、インド、特にデリーで開催された COP8 の場合を除いて見られない。国家代表団に民間部門からの代表を出席させた国はない。しかし、学界は、中国と韓国で重要な役割を担っており、特に、政府関連の研究機関は科学面での支援を行っているが、日本とフィリピンでは、COP への直接参加という点では比較的小さい役割にとどまっている。インドでは、政府関連の研究機関が継続的に COP に参加している。

会議の議題は、国家代表団の規模に影響を与える場合が多い。例として、日本代表の規模は、COP7 までは増加傾向を示していたが、その後は減少した。これは、拘束力のある目標と柔軟性メカニズムが明確に定義されたため、日本にとってその後の国際交渉の重要性が低下したことを示唆していると考えられる。韓国と中国は、継続的な増加傾向を示している。これは、2013 年以降の気候変動枠組みに関する継続的な交渉が、両国にとって重要であることを示唆していると考えられる。一方で、フィリピンとインドは、これまで開催された COP では一定の代表数を維持している。

4.2. IACM の職務

IACM は、設立時期とその後の発展に差異はあるものの、調査対象国の IACM は、次の 3 つの機能を持つ同様の構造を発展させてきた。一般的に、全体調整を行う首相官邸が務める EL、気候変動に関する国内意思決定と実施に主要な役割を担う LA、二次的な重要性を持つ OPA である。

各 IACM の職務は、次に関する 3 つの広範な機能において異なる。(i) 外交交渉(例: 国家の立場と戦略の準備)、(ii) 気候政策立案(例: 国家の気候戦略及び行動計画の策定)、(iii) 国内対策の実施(例: 気候変動に関する国際公約の履行及び国家行動計画の実施)(表 8.13)。

表 8.13. 現在の IACM の規定職務

職務	日本	韓国	中国	インド	フィリピン
外交交渉関連機能	-	✓	✓	-	-
政策決定関連機能	✓	✓	✓	✓	✓
実施関連機能	✓ (緩和)	✓ (緩和と適応)	✓ (緩和と適応)	✓	✓ (緩和と適応)
その他	-	-	CCを国家SD に統合	国家開発における CCの主流化	社会への広が りを促進

注: (✓)=規定職務がある、(-)=規定職務がない、M=緩和、A=適応、CC=気候変動、SD=持続可能な開発。

外交交渉関連機能について、日本は KP の国内実施を重要視してきたが、政府は現在、首相の政治的リーダーシップを通じて、2013 年以降の気候変動枠組みに関する戦略作りに取り組んでいる。韓国では、交渉が IACM の主要な機能の一つであり、交渉を担当するタスクフォースがある。国際的圧力のもと、中国政府は交渉を真剣に受け止め、交渉関連活動が IACM の職務として明示された。中国の IACM は、通常、COP の直前と直後に年 2 回、会議を行っており、国際交渉への関心が示されている。フィリピンでは、UNFCCC 会議での国の見解を用意することが、前 IACM の IACCC に対して明示された責務の一つであった。IACM の新設に際して、そのような直接的な責務規定は明記されなかったが、新設の根拠法では、地域的、国際的、多角的なレベルで国際パートナーと協力して、地球の気候変動への取り組みを支援することが、責務に含まれると明記された。国際交渉は、インドにとって明らかに重要性を増しており、最近では、2008 年 3 月の IACM 会議期間中に、常設の交渉団が設立された(The Indian Express 2008)。しかし、2007 年になって IACM が設置されただけであるため、過去にインドがどのように国家戦略を調整していたかは不明である。

政策決定機能について、すべての国の IACM は、気候関連問題をさまざまな部門の活動に確実に組み込む義務がある。これに関連する具体的職務としては、全体的な指針となる国家気候戦略と行動計画の策定が一般的である。日本は、気候温暖化に対処する法律を公布(1998 年)し、KP 目標を達成するため NAP を策定した(2005 年)。韓国の IACM は、3 つの包括的 NAP を策定した(1999 年～2007 年)。中国は、2007 年に国家気候変動プログラムを発表した。インドとフィリピンは、いまだに包括的な NAP を策定していないが、インド首相は、2008 年 6 月までに NAP を策定すると発表した。緩和と適応に関する国家戦略について、日本は緩和の方を重視している。緩和と適応について、韓国では、現在の IACM のもとで産業担当省と環境担当省が個別に率いる 2 つのタスクフォースがある。中国は、気候枠組交渉において、緩和と適応の均衡に強力な立場を維持しており、緩和と適応の両方に具体的な政策や措置を提示した。これは、国家気候変動プログラムの二大政策となっている。インドは 2007 年 6 月に IACM を発足させたが、気候変動に対処する国家戦略はまだ策定されていない。フィリピンは、緩和と適応の両方を含めたが、とりわけ GHG 排出量の削減とリスク軽減のための計画及び気候変動への適応策を、現在の IACM の明確な職務とした。

対策の実施関連機能については、日本、韓国、中国は、経済全体での実施を主導する NAP を策定した。日本では、全 47 都道府県と大半の地方政府が、法律に基づく行動プログラムを開発した(1998 年)。民間部門(経団連)は、GHG 総排出量の 44%を占める主要企業が参加する自主行動計画(1997 年)を策定した。韓国は、211 のプロジェクトを含む 3 つの NAP を実施した。対象となる工場と事業場(2006 年現在で 1,353 ヶ所)が、CO₂ 排出量を削減し、エネルギー効率を高めるために MOCIE や地方政府と共に自主協定プログラムに参加している(KEI 2008)。中国では、2006 年から 2010 年の、省エネルギーに関する目標(20%節約)と主要な汚染物質に関する目標(10%削減)は、分野及び地域目標への細分化と、エネルギー集約型企業 1,000 社との省エネ協定を通じて実施されている。インドとフィリピンは、包括的な NAP をまだ策定しておらず、プロジェクトベースまたは分野別の取り組みが採用された。

IACM の機能の有望な面は、気候変動を国家の持続可能な開発枠組みに組み込むことである。これは、中国とインドの二大途上国によって明言されている。しかし、IACM が、国家レベルの持続可能な開発委員会とは別経路で発展してきた理由については謎である。日本は、アジェンダ 21 のフォローアップと、国内の持続可能な開発を達成するために、複数のステークホルダーのフォーラムである持続可能な開発のための評議会 (JCSO) を設立した。しかし、評議会と国家の IACM との間に明確なつながりはない。韓国では、首相が IACM の議長を務める一方、国家の持続可能な開発委員会は大統領の常設諮問機関である。中国は、国家の持続可能な開発委員会を設立していないが、中国のアジェンダ 21 管理センターがあり、NDRC と MOST は共同で、持続可能な開発問題について他の機関と調整している。中国での国内 IACM の設立と発展は、持続可能な開発に向けた国家制度整備から分離している。フィリピンでは、IACM と国家持続可能開発評議会の両方が大統領の主導下にあるが、2 つは個別の機関として設立された。気候変動と持続可能な開発について個別に国家制度が制定されていることは、今日まで、この2つの問題が国際舞台でうまく関連付けられて取り扱われてこなかったことが原因と考えられる。これまで述べた諸機関がそれぞれ異なる目的で設立されたことが、2 つの問題が並行して発展してきたことにつながった可能性もある。今回の事例研究で扱った IACM の大半は、UNFCCC と KP を受けて設立された一方で、国家の持続可能な開発委員会は、アジェンダ 21 の実施ニーズに対応して設立された。この制度上の障壁を取り除いて、気候変動を国家の持続可能な開発に再統合する方法については、さらなる調査・分析が必要である。

4.3. 国内 IACM の発展

IACM の発展の比較分析は、次の点を検証することで実施した。(i) 構造変化の頻度、(ii) EL による全体調整、(iii) IACM における LA、(iv) IACM を構成する省庁の数(表 8.14 及び 8.15)。

表 8.14. IACM の構造と機能の変化

国	変化の頻度	全体調整		省庁の数
		初期段階	最新段階	
日本	1	反応型調整	より積極的な調整	全省庁
韓国	3	弱い調整	OGPC を通じて強化	12
中国	3	NDRC が実施	首相が実施	4 から 27
インド	1	IACM はなく MoEF が実施	首相官邸	現在 19
フィリピン	2	DENR が実施	大統領府	14 から 18

注: OGPC = 政府政策調整室、NDRC = 国家発展改革委員会、DENR = 環境天然資源省、MoEF = 環境森林省。

各国の IACM は、日本やインドよりも中国、韓国、フィリピンで頻繁に変化しているが、これは以下の 3 つの要因が考えられる。第一に、国によっては、国際的な気候変動枠組みの中で他国よりも迅速に対応し、国内機関を発展させている。例えば、最初の IACM は、1980 年代後半に気候問題が国際的政治課題として出現したのを受けて、日本(1989 年)、韓国(1992 年)、中国(1990 年)、フィリピン(1991 年)で設立された。また、日本(1997 年)、韓国(1998 年)、中国(1998 年)は、1997 年の KP 採択を受けて、根本的な構造改革を行った。KP が参加各国の個別の責務を規定したことから、幾つかの国は、国内機関を再編成して、これらの新たな公約に対応したり、KP から生じた機会を最大限に活用できるようにした。つい最近では、韓国、中国、フィリピンは、いずれも IACM の強化を検討している。これは、一部には、途上国がより実質的な対策を行うことへの国際的圧力の高まりに応じようとしているためである。2007 年 6 月に、インドは、IPCC 第 4 次評価報告書を受けて IACM を設立し、それ以降、主に適応に関してさまざまな優先課題を挙げてきた。第二に、制度上の変化は、国ごとに異なる国内対策の必要性和取り組みを反映している。例えば、韓国は OGPC によって全体調整を強化し、地方政府を IACM に含めることで、NAP の実施で彼らが担うことができる役割を認めた。中国は、義務的目標を達成するために、首相による全体調整機

能を強化し、より多くの機関を含めて部門別の対策を強化した。インドは、IACM を設立して NAP を策定した。フィリピンは、緩和を強調するために、最新の IACM での議長職を DENR(環境担当省庁)から DOE(エネルギー担当省庁)に置き換えた。第三の要素は、為政者の意志を反映した政府における変化に起因すると考えられる。韓国では、金大中大統領が在任期間中(1998年～2002年)に、気候変動に対処する機関を強化した。中国では、温家宝首相が2003年に就任し、環境問題をより重視した結果、気候変動関連機関がさらに強化された。韓国における最近の大統領の交代と、中国における SEPA の省レベルへの昇格や国家エネルギー局の再編成も、それぞれの IACM や関連制度に影響を与えていると考えられる。

すべての国で、主として気候変動に対してより正面から取り組む必要性から、EL による全体調整は長年に亘って強化されてきた。日本は、KP の採択に際して大幅に調整を強化した。しかし、気候変動に関する見解の主な調整は、MOE と METI という2つの主導省庁が統制するため、首相による政治的リーダーシップには通常、制約があった。最近では、首相が政治的リーダーシップを発揮し、2013年以降の枠組みに関する戦略的決定を主導している。これは、気候変動が、日本で開催され首相が議長を務める2008年度G8サミットの主要な議題になることが大きく影響していると考えられる。韓国は、第3次NAP(2005年～2007年)以降、政策調整で首相を支援する閣僚級機関のOGPCを通じて、IACMのELを強化してきた。OGPCはこの変化を反映して、COP10(2004年)以降、2人の代表を参加させている。中国の最新のIACM(2007年)には、首相が率いる強力で実質的なELが存在し、とりわけ2つの義務的目標の達成に向けての対策強化を目的としている。最近のCOPの国家代表団に国务院弁公庁が参加していることは、外交交渉に対する彼らの関心の高まりを物語っている。省庁レベルより上位の強力なマクロ経済機関であるNDRCが実施した最新の変更以前でも、全体的な調整は効果を発揮していた。NDRCは他の機関と共に国家CDM政策を策定し、種類の異なるCDMプロジェクトに差別化した税金を課している。インドでは、最近になって、主に環境担当省庁が気候変動問題を統括するようになった。気候変動は、環境担当省庁が対処する複数の地球環境問題の一つとして取り扱われた。インドのCOP代表の大部分は、MOEFと外務省高官で構成される。フィリピンでは、大統領府が代表するELが最新のIACMに含まれたが(2007年)、現在は、全体調整における顕著な改善を示す十分な情報がない。しかし、大統領顧問が議長を務める諮問委員会(主に学識者や科学者で構成)の情報と、新たなIACM(PTFCCC)からは、IACMにおけるELの存在を強化する意図が示唆される。

LAについては、環境担当省庁、産業担当省庁、外務担当省、科学担当省庁が、国家の気候政策決定において主要な役割を担っている(表8.15)。IACMの初期段階では、環境担当省庁と科学担当省庁が、気候変動の科学面に対処する上で主導的役割を担った。その後の段階では、産業担当省庁と環境担当省庁の両方がLAとなり、緩和と適応を個別に調整した。この変更の原因として、科学的問題から経済的問題への認識の変化と、KPがもたらした附属書I国と非附属書I国の双方への機会(例えば、京都メカニズムを通じた緩和・適応策の実施、資金・技術移転)が挙げられる。

表 8.15. 国内 IACM における LA

国	初期段階				最新段階			
	EA	BRA	FA	SA	EA	BRA	FA	SA
日本	✓				✓	✓		
韓国		✓			✓	✓	✓	
中国				✓	✓	✓	✓	✓
インド	✓				N/A			
フィリピン	✓			✓	✓	✓		

注: EA=環境担当省庁、BRA=産業担当省庁(エネルギー部門や産業部門などを含む)、SA=科学担当省庁(例:科学技術庁、気象庁など)、FA=外務担当省庁、N/A=該当なし。

日本は、主に MOE(環境担当省庁)及び METI(産業担当省庁)が、MOFA(外務省)と共に COP に出席している(表 8.12)。韓国では、気候変動を既に経済問題として認識していたことから、1997 年に KP が採択された際、MOCIE(産業機関)が主要な役割を担った。その後、MOE がさらに重要な役割を担い始め、現在では MOE と MOCIE が韓国の IACM で二大省庁となっている。MOFAT(外務担当省庁)も重要な存在であり、国家 IACM 下での交渉では特別なタスクフォースの LA として任命されている。SBSTA/SBI 会議の国家代表団長も、MOFAT の所属である。中国は他の諸国に比べて環境担当省庁は代表数が少ない一方で、NDRC(マクロ経済計画省庁)は、MOFA や MOST(科学技術担当省庁)と共に重要な役割を担ってきた。これは、中国にとって気候変動が、環境問題というよりも経済問題として認識されていること反映していると考えられる。別の理由としては、当時の SEPA が中国の行政機構の中で立場が弱く、さまざまな分野にまたがる問題である気候変動への対応の調整能力に欠けていたということがある。しかし、近年 SEPA が省レベルへ昇格し、2008 年 3 月の政府構造改革で国家エネルギー局(NDRC の監督下)の再編成が行われたことは、環境担当省庁の役割の強化と、国家 IACM においてより強固なエネルギー政策を打ち出していくことを示唆すると考えられるが、詳細については、まだ明らかになっていない。MOFA は、COP における中国代表団長であり、国内的対策と国際交渉戦略を調整する。COP における NDRC と MOFA からの代表比率が優勢的(22%と 20%)であることは、これらの 2 機関が IACM において最も重要な役割を担っており、一方で(CDM 関連活動について)MOST、(IPCC 関連活動について)気象担当省庁、及び環境担当省庁が、一定の責任を共有していることが伺える。インドでは、2007 年以前は IACM がなく、環境担当省庁が、気候変動関連活動において主要な役割を担ってきた。フィリピンでは、2007 年にエネルギー担当省庁が主導機関になる以前は、IACM の初期段階(1991 年)から環境担当省庁が主要な役割を担ってきた。非附属書 I 国の 4 カ国の DNA では、韓国と中国で産業担当省庁が主導権を担う一方で、インドとフィリピンでは環境担当省庁が主要な役割を担っている。

最新の国内 IACM では、全 5 カ国において、上述のような主要省庁以外の省庁の関与が増大しているという共通の特徴が見られる(表 8.14)。主な機関は次の通り。(i) 緩和関連分野(例:建設、交通、電力供給、林業)、(ii) 適応関連分野(例:農業、水資源、海事)、(iii) 財政及び広報などその他。日本では、全省庁が参加しており、韓国と中国も大半の関連省庁が関与していることから、これらの国々が、気候変動を全部門による協働を要する分野横断的な問題として認識し、より包括的な対策に取り組んでいると言える。インドにおける他省庁の関与は顕著でなかったが、これは 2007 年以前に IACM が存在しなかったことが主な原因である。フィリピンでは、最新の IACM に農業、教育、地方政府などの機関を含めたことで、参加機関数が増加した。

4.4. ステークホルダーの参加

地方政府と民間部門は、例えば CDM プロジェクトの実施や緩和策など、国家が国際交渉から国内対策へと重点を移した後は、より積極的な役割を担い始める傾向にある(表 8.16)。日本では、全都道府県が、国内法の要件に従って気候変動対策プログラムを策定した。韓国は、最新の IACM(2008 年)に地方政府会議を加え、地方政府が意思決定プロセスに参加できるようにする予定である。中国では、省政府が行動計画を策定し、2、3 の省が国内 IACM と類似の組織を設立して、現在実施されている国の義務的目標の達成を支援する活動を行っている。また、22 の省が、CDM 促進センターを設立した。インドでは、複数の先駆的な州が、CDM 促進部門を設立した。

表 8.16. 5カ国におけるステークホルダーの参加比較

活動	地方政府					民間部門					市民団体					学界				
	J	K	C	I	P	J	K	C	I	P	J	K	C	I	P	J	K	C	I	P
IACM	-	✓	-	-	-	-	-	-	✓	-	-	-	-	✓	✓	-	✓	-	✓	-
COP における国家代表	-	-	-	✓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
国別報告書の作成	✓	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	-	-	-	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
CDM プロジェクトの促進	-	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-	-	-	✓	✓	-	✓	✓	-	-
他の国内活動*	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

* 他の国内活動には、附属書 I 国(つまり日本)への国際的に拘束力のある削減目標の国内実施や、途上国による気候変動に対処する国内自主対策などがある。

注: J=日本、K=大韓民国、C=中華人民共和国、I=インド、P=フィリピン、(✓)=関与している、(-)=関与していない。

日本では、国内の GHG 削減目標を達成するために、日本経団連が自主行動計画を策定した。韓国では、NAP を実施するために、個別の工場と政府間で自主協定が締結された。中国では、国内目標は部門別目標へ細分化され、NDRC と主な企業間の目標責任協定を締結することで実施されてきた。インドでは、新たに設立された IACM(2007 年)に民間部門の代表が参加している。途上国、特にインドと中国で、民間部門は政府の支援を受けて、CDM プロジェクトの開発に非常に積極的である。2008 年 2 月の時点で、インドと中国は、CDM-EB が登録する全プロジェクト件数の 33.4%(第 1 位)と 16.7%(第 2 位)をそれぞれ占めている。すべての国において、複合的な政策措置、例えば、法律と規則、経済的インセンティブ、財政メカニズム、情報開示手段の実施によって、民間部門は、エネルギー消費と GHG 排出の削減に向けて段階的に生産活動を変化させている。

市民団体は、COP での国家代表団や国内 IACM への関与の面では、インドやフィリピンにおいて他国の場合よりも積極的な役割を担ってきたと思われる。市民団体への政府の見方の違いを反映して、日本は、COP への正式代表としての市民団体の適法性や、国内 IACM における市民団体の適法性を懸念していると思われるが、インドとフィリピンは、市民団体の参加に権限を認める国内法を制定している。全般的に、中国では、独立した市民団体は他国に比べて限定的な役割しか担っていない。それでも、環境分野で努力する市民団体グループは、他の分野に比べて積極的である。韓国は中間的な位置にあり、持続可能な開発のマルチ・ステークホルダー組織である PCSD の代表を国家代表に含めている。国が、緩和・適応策を、国民をはじめあらゆるステークホルダーを巻き込んで実施しようとする際、気候変動の国内目標の達成に向けた国民意識の向上、行動変化に向けた国民教育、研究や調査の支援、情報の普及、進捗状況の監視において、市民団体のより積極的な参加を期待することができる。

学界は、気候変動に関する大半の国内活動において積極的な役割を担ってきた。政府関連又は独立の研究機関は、研究開発、国際交渉、国内 GHG インベントリー、科学情報とデータ収集、気候政策の策定を支援してきた。韓国では、当初から IACM に専門家集団として学者を含めている点が顕著な特徴である。中国では、政府関連研究機関と国立大学が、国内 CDM 承認プロセスに参加している。COP の国家代表団に占める学者の割合は、韓国では 18%、中国では 22%と高くなっており、大半は政府関連研究機関に所属している。インドでは、科学者と専門家が、個人の資格において IACM に参加しており、インドの研究機関は、地域全体及び国際的な気候に関する重要な研究活動に、非常に積極的に参加している。すべての国において研究機関は、国別報告書のための GHG インベントリーを作成する技術支援を行った。日本、中国、インドは、IPCC 関連業務に多大な貢献をしてきた。日本と中国では、IPCC 第 4 次評価報告書の作成に、それぞれ 154 人と 43 人が参加した。日本、韓国、中国、インドは、気候関連の科学・技術分野において、有能な研究・開発者を多く育成してきたが、フィリピンは、科学・研究分野の能力を向上させる必要がある。

5. 結論と提言

5 カ国の比較研究から、アジアにおける気候変動に対応するための国の制度整備に関して、幾つかの暫定的結論と政策提言が導き出された。

第一に、すべての国に有効な「理想的」制度設計は存在しない。しかし、気候変動対策のための国内の制度的対応として、IACM は、気候変動という、ほぼすべての部門にまたがる複雑な問題に対処するにあたり、明らかに細分化よりも適切である。国際及び国内双方での気候変動関連問題への対応について、IACM は、関係政府機関のさまざまな役割や貢献を調整する効果的な制度的仕組みとして、特に次の成果をもたらす可能性がある。(i) 国際交渉での一貫性のある国家戦略と立場、(ii) 気候変動に関する国際公約と個別の国家目標の達成の指針となる、首尾一貫して調和のとれた国内行動計画、(iii) 効果的な国家規模での対策実施。IACM は、政策決定プロセスや、気候変動関連政策及びプログラムの実施において、幅広いステークホルダーの参加を促進、確保するための仕組みとしても機能するであろう。

国際交渉、特に UNFCCC 下での 2013 年以降の気候変動枠組みについて、一貫性のある国内戦略と立場を確保するためにも、IACM は各省庁の見解を調整する機能を果たすべきであり、EL は、全体的な調整とリーダーシップを発揮すべきである。ひとたび定着すれば、IACM は、さまざまな利益団体の参加を促す機会を創出する可能性がある。例えば、緩和措置の場合、国内戦略の準備や国際交渉の立場を決定する初期段階から、民間部門を含めることで、政府は単なる規制者ではなくパートナーとして見なされる。この点に関して、日本とインドは、国の IACM に民間部門の代表を参加させることで、成果を挙げた事例を提供している。国際交渉における各国の立場は、国際公約の実施に伴って発生する国内コストと効果に大きく左右されることから、IACM は、他のステークホルダーと密接に協力することでより大きな便益を得られ、コストを削減する、あるいは実施しなければならぬ措置から利益を最大限に引き出すことの、いずれかに貢献できる。IACM 傘下の特別委員会またはフォーラムは、さまざまな利益団体の声を反映できるチャンネルとして機能できる可能性があり、IACM による統合評価は、国の意思決定を支援する手段として利用できる可能性がある。韓国は最新の IACM(2008 年)において、地方政府会議を設立する予定である。インドとフィリピンでは、COP と国内 IACM に市民団体の代表が参加している。また、科学的評価と政策研究を実施し、国内の意思決定と政策決定の支援に適用できるようにする必要がある。学界の参加は重要であり、特に気候変動に関連する科学技術研究の国内指針を策定すること、研究開発のための財源を増やすこと、継続的に交渉関連活動に貢献できるよう、国内・国際の双方でネットワーク作りの仕組みを強化することによって、その効果を高めることができよう。特に韓国、中国、インドは、この点について優れた成果を上げている。

各 IACM は、経済全般に亘って緩和・適応措置を実施するための基本指針となる、気候変動に関する NAP を作成すべきである。この観点から、NAP は、各国が気候変動に関する国際約束と個々の国家目標を達成する上で役立つであろう。本調査対象とした途上国の大半は、適応を気候変動に対処する国家戦略の必須要素にしようとしている。韓国は、最新の IACM(2008 年)のもとで、緩和と適応に関するタスクフォースを設立した。中国は、国の気候変動政策として、緩和と適応の両方に、明確な政策と措置を提示した。インドは、2007 年に IACM を設立して以降、主に適応に関してさまざまな優先策を定めた。すべての調査対象国で、気象、農業、林業、水資源、海事などの適応関連省庁を国の IACM に含めている。緩和については、具体的措置を伴う数量的な国家目標を設定し、その達成を確保すべきである。各国は、気候変動に対応する上で、それぞれ異なる経済的、政治的、社会的条件に直面している。また、例えば、第 2 章で概説した資源賦存量、エネルギーの供給と組成、国内の GHG インベントリ、利用可能な最善の技術、企業の競争力、緩和の相乗便益(コベネフィット)などの状況も国によって異なる。これらの違いは、各国が気候変動政策において何を優先するかを選択にも影響する。アジアでは、特に日本、韓国、中国が、この点について注目すべき経験を提示している。

国全体として対策を効果的に実施するために、IACM は、異なる省庁が実施しようとする対策の横断的な調整と、地方政府のさまざまな階層の対策の縦断的調整を行うべきである。緩和については、数量的目標を設定したセクター別行動計画と地域の行動計画の策定・実施が、実用的と考えられる。IACM は、セクター別の対策、地域での対策及び国家目標の間の関連性を明らかにすべきである。国家目標を達成するために、IACM における EL の全体調整が極めて重要である。対策の実施段階においては、さまざまなステークホルダーが十分に参加することを認めるべきである。

住民に最も近い行政組織として、地方政府は、人々の日々の行動に変化をもたらすための教育、参加、住民サービスの面で、必要不可欠な役割を担う。また、地域の行動計画やプロジェクトに着手することで、国家目標の達成を支援したり、国の対策実施状況の監視も行う。地方政府に関しては、日本、韓国、中国が地域行動計画を策定している。韓国の最新の IACM では、地方政府会議が設立され、彼らが参加できる手段が提供される予定である。CDM プロジェクトの効果的な促進については、中国とインドで設立された地域の促進機関を見習うことが可能と考える。

社会的繁栄と同時に多くの環境問題の主たる要因である民間部門は、省エネルギー・省資源型生産システム(詳細は第9章を参照)の採用によって社会的責任を果たし、活動を変えていくべきである。我々の事例研究では、日本と韓国の企業が採択した緩和に向けた自主協定の取り組みが、いい例である。中国では、IACM が規定した優先分野に対する CDM プロジェクトを民間部門が開発する刺激となるよう、税の優遇制度が導入されている。

市民社会は、特にリオサミット以降、参加型民主主義の促進に極めて重要な役割を担ってきた。NGO は、特にロビー団体や圧力団体として行動し、気候変動に関する国家の政治動向に影響を与えたり、気候変動に関する国民意識を高めるキャンペーンに携わり、気候に優しい責任ある消費に向けて国民を教育したり、異常気候災害の犠牲者である社会的弱者を援助したり、国内政策と企業行動に関する情報の普及と開示を促進したり、政策実施状況を監視したりすることができる。調査対象国の事例からは、インドとフィリピンが、国内 IACM や COP の国家代表団への NGO の参画など、有益な経験を提示している。

学界は、政策立案者が国内の政策決定に必要な科学データや情報、また科学・技術的ノウハウを提供することができる。韓国と中国は、IACM と学界、特に政府関連研究機関との間に、特別な調整メカニズムを構築している。具体的には、IACM への専門的な諮問機関として政府関連研究機関が COP の国家代表に参加することや、気候変動に関する研究開発への予算配分などが、挙げられる。

第二に、気候変動に対処する国家の制度的整備として IACM を検討している国々は、EL、LA、OPA という3層の階層モデルを打ち立て、それぞれが明確な権限と協力関係を持つように検討するのが現実的である。全体調整役としての首相／大統領(またはその代理人)は、強力なリーダーシップを発揮して、気候変動関連の省庁間で競合する、または対立する利害を調整し、地方政府とその他ステークホルダーを調整する必要がある。気候変動に関する国家行動計画に緩和と適応の双方を組み入れ、確実に対策を実施するために、産業・エネルギー担当省庁(主として緩和のため)と環境担当省庁(主として適応のため)は、国内の諸情勢、とくに省庁間の権限関係や気候変動政策の優先順位に従って、LA として他の省庁よりも強い権限を与えられるべきである。国内の GHG 排出量の大きな要因である産業・エネルギー以外の分野(例:農業、交通、建設など)、または適応関連分野(例:気象、農業、林業、水資源、海事、公衆衛生、広報など)は、OPA として含められるべきである。

第三に、ほとんどの IACM は、気候変動に対応する国際及び国内レベルの制度的メカニズムとして設立されたが、すべての国が、国家の重点を、国際交渉から緩和と適応に対処する国内対策

へと移行する好機である。また、すべての国が、気候変動をそれ自体が独立した課題としてみるのではなく、持続可能な開発を実現するために国が継続的に努力すべき課題の一部と捉えることも重要である。この変革を円滑に行うためには、戦略研究をさらに深めることが必要である。UNFCCC 下で政策措置を実施する際に、効果的な制度調整を行うには、次の各点を取り上げる必要がある。(i) EL による強力な全体調整、(ii) 緩和と適応を調整する共同 LA としての産業・エネルギー及び環境担当省庁への権限付与、(iii) 緩和と適応に関するすべての主要な部門担当省庁の関与、(iv) 上述した他のステークホルダーの優れた点を最大限活用すること。

第四に、上述した気候変動に関する国内の組織的能力を改善する 4 要素を、国内状況に適合するように取り入れる必要がある。調査対象国については、国内状況や国際公約の違いから、日本、韓国、中国は、インドやフィリピンよりも高度な組織的能力を持つと考えられる。各国が、将来の気候変動に対処するため、取り組みを強化する必要性を感じるのであれば、国内の制度的整備にさらに改善の余地があると思われる(表 8.17)。

表 8.17. 現在の国内制度的整備の状況

成功要因	日本	韓国	中国	インド	フィリピン
気候変動に関する法律	✓	X	X	X	X
緩和と適応の両方に対処する NAP	✓ (緩和)	✓ (緩和と適応)	✓ (緩和と適応)	X	X
EL による全体的な調整	普通	強い	強い	弱い	弱い
緩和と適応を調整する共同主導省庁としての BRA と EA	✓	✓	✓	✓	✓
関連する部門担当省庁の OPA としての関与	✓	✓	✓	✓	✓
ステークホルダーの参加に権限を与える、確立した仕組み	LG、PS、AC	LG、PS、AC	LG、PS、AC	PS、CS、AC	LG、PS、CS
気候変動を国家の持続可能な開発に統合している	X	X	X	X	X

注: NAP=国家行動計画、EL=執行リーダーシップ、BRA=産業担当省庁、EA=環境担当省庁、OPA=その他参加省庁、LG=地方政府、PS=民間部門、CS=市民団体、AC=学界、(✓)=該当あり、(x)=該当なし。

この比較研究の結果、例えば、5 カ国の国内 IACM の機能を改善するためには、以下のような方策が考えられる。

- (i) 日本では、対策をより効果的に実施するため、EL の全体調整を強化できる余地があると考えられる。また、国家行動計画と地域の行動プログラムに、緩和と適応を総合的に組み入れる必要がある。
- (ii) 中国については、国内 IACM で環境担当省庁がより重要な役割を担うよう権限を与え、国家行動計画の実施を強化することが検討できる。
- (iii) 日本、韓国、中国では、市民団体の参加を促進することによって、より効果的な仕組みが構築できる可能性がある。
- (iv) インドとフィリピンには、国内対策実施の全体方針を示す NAP が検討できる。
- (v) フィリピンには、科学研究の能力を高められる余地がある。
- (vi) すべての国について、国家の持続可能な開発に関する計画と実施に気候変動への対処を組み込むことが望まれる。

将来的な研究課題—この調査では、アジア 5 カ国の比較研究のために、気候変動に対処する国家の制度的整備を考察する目的で、分析枠組みを使用した。将来的に、アジアにおける気候変動の制度整備に関する研究では、対象を拡大して新たな国々を含めることが可能である。特に、小さな島の途上国、後発開発途上国、石油輸出国など、特殊な状況にある国々である。また、今回選

定した5カ国をさらに詳しく研究し、例えば各国 IACM や気候変動に関連する政策の国家、部門、地域レベルでの効果を検証することも考えられる。

気候変動が、国家の既存の持続可能な開発のための構造、対策、実施計画に統合されるのではなく、なぜ単独の問題として取り扱われるのかという疑問については、さらなる研究が必要である。国家の持続可能な開発計画と矛盾する、単独の気候変動行動計画は明らかに望ましくないが、制度整備が分断された状態が続けば、起こりうる事態である。

効果的な制度の最終目標とは、あらゆるステークホルダーの草の根レベルでの行動変化を実現することである。具体的な制度整備と、関連する行動変化の間の関係が理解されなければ、制度の効果は正しく評価できない。理想的な制度整備のための成功要因が幾つか明らかになったが、これをもって、現実の制度整備が明らかな気候変動対策の成果を上げるかどうかを評価することはできない。これは、将来的な研究課題として残されている。

参考文献

- Agenda 21. 1992. <http://www.un.org/esa/sustdev/documents/agenda21/english/agenda21toc.htm>.
- Asian Development Bank (ADB). 2006. Philippines—Economic Performance (2006). <http://www.adb.org/documents/books/ado/2006/documents/phi.pdf> (accessed 14 September 2007).
- Bjørkum, I. 2005. China in the International Politics of Climate Change: A Foreign Policy Analysis. The Fridtjof Nansen Institute (FNI) Report 12/2005.
- Energy Information Administration of the United States (USEIA). 2007. <http://www.eia.doe.gov/pub/international/iealf/tableh1co2.xls>.
- International Monetary Fund (IMF). 2007. World Economic Outlook Database: Spillovers and Cycles in the Global Economy. <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2007/01/index.htm>.
- Japan for Sustainability. 2008. <http://www.japanfs.org/db/2057-e> (accessed 23 April 2008).
- Kanie, N. 2004. Global environmental governance in terms of vertical linkages. In *Emerging Forces in Environmental Governance*, edited by Kanie, N. and Haas, P.M. 86-87. Hong Kong: United Nations University Press.
- Korean Council for Local Agenda 21. http://www.la21.or.kr/eng/part2/p2_1.htm (accessed 16 April 2008).
- Kyoto Mechanisms Information Platform. <http://www.kyomecha.org/pf/china.html> (accessed 27 December 2007).
- Merinews. 7 February 2008. "Prime Minister Lists Priorities for Sustainable Development". <http://www.merineews.com/shareArticle.do?detail=Print&articleID=130028> (accessed 8 April 2008).
- Ministry of Environment and Forests (MOEF). 2004. India's Initial National Communication to the UNFCCC. <http://unfccc.int/resource/docs/natc/indncl.pdf>.
- Ministry of Environment and Forests (MOEF) and Ministry of Power (MOP), Government of India. 2007. India: Addressing Energy Security and Climate Change (October 2007). <http://envfor.nic.in> (accessed 25 October 2007).
- Ministry of Science and Technology (MOST) et al. 2007. China's Science and Technology Action Program Addressing Climate Change. <http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File198.pdf>.
- Mori, S. 2004. Institutionalization of NGO Involvement in Policy Functions for Global Environmental Governance, In *Emerging Forces in Environmental Governance*, edited by Norichika Kanie and Peter M. Haas, 157-175. Hong Kong: United Nations University Press.
- National Coordination Committee on Climate Change (NCCCC). 2007a. <http://www.ccchina.gov.cn/cn/Column.asp?NewsId=5474>.
- National Coordination Committee on Climate Change (NCCCC). 2007b. <http://www.ccchina.gov.cn/cn/Column.asp?NewsId>.

- National Coordination Committee on Climate Change (NCCCC). 2007c. <http://www.ccchina.gov.cn/cn/NewsInfo.asp?NewsId=10296>.
- National Development and Reform Commission (NDRC). 2007. News on the First Meeting of National Climate Change Leading Group & National Energy Conservation and Emission Reduction Leading Group. http://hzs.ndrc.gov.cn/qhbh/qjzjz/t20070712_147778.htm.
- National Development and Reform Commission (NDRC) and National Bureau of Statistics of China (NBSC). 2007. Status Report of Energy Utilization of 1,000 Target Enterprises. <http://www.ccchina.gov.cn/cn/NewsInfo.asp?NewsId=9460>.
- National Statistical Coordination Board (NSCB) of the Philippines. 2007. <http://www.nscb.gov.ph> (accessed 10 October 2007).
- The Indian Express. "Permanent Group on Climate Change". 19 March 2008. <http://www.indianexpress.com/printerFriendly/286186.html>.
- Philippine Council for Sustainable Development (PCSD, the Philippines). 2007. <http://pcsd.neda.gov.ph/pcsd.htm> (accessed 02 February 2008).
- Presidential Task Force on Climate Change (PTFCC), the Philippines. 2007. Climate Change: The Philippine Response – Strategic Framework and Action Plan Version 1, 19 October 2007.
- Ray, R. 2007. GHG Mitigation Interventions - How Far Feasible in India, Presentation During the 4th Dialogue Workshop to UNFCCC at Vienna on 28 August 2007. http://unfccc.int/files/meetings/dialogue/application/pdf/070828_ray.pdf (accessed 27 September 2007).
- State Council. 2006. State Council Document [2006] No.28 "Decision on Strengthening Energy Conservation Work". http://www.gov.cn/zwgk/2006-08/23/content_368136.htm.
- State Council. 2007. State Council Document [2007] No.18 "Circular on the Establishment of National Climate Change Leading Group & National Energy Conservation and Emission Reduction Leading Group of the State Council". <http://www.ccchina.gov.cn/cn/Column.asp?NewsId=5474>.
- United Nations Department of Economic and Social Affairs (UN DESA). 2007. Institutional Aspects of Sustainable Development in India. <http://www.un.org/esa/agenda21/natlinfo/countr/india/inst.htm>.
- United Nations Statistics Division (UNSD). 2007. About the Millennium Development Goals Indicators. <http://millenniumindicators.un.org/unsd/mdg/Data.aspx>.
- World Bank. 2006. India Country Overview 2006. <http://www.worldbank.org.in/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/INDIAEXTN> (accessed 25 October 2007).
- World Bank. 2007. The Little Green Data Book 2007. <http://www.sitesources.worldbank.org/INTEEI/936214-11462515110077/21329572/LGDB2007.pdf>.

注

¹ ROK の事例研究は、構造化された調査票に従い、韓国環境政策・評価研究院の気候変動研究課 (Climate Change Research Division) が提供した二次情報に基づいている。